
令和 7 年 大 和 町 議 会 9 月 定 例 会 議 会 議 錄

令和 7 年 9 月 4 日 (木曜日)

応 招 議 員 (16名)

1 番	本 田 昭 彦 君	9 番	馬 場 良 勝 君
2 番	佐 野 瑞 津 君	10 番	今 野 信 一 君
3 番	宮 澤 光 安 君	11 番	渡 辺 良 雄 君
4 番	平 渡 亮 君	12 番	楢 田 雅 之 君
5 番	櫻 井 勝 君	13 番	堀 籠 日 出 子 君
6 番	森 秀 樹 君	14 番	大 須 賀 啓 君
7 番	佐々木 久 夫 君	15 番	児 玉 金 兵 衛 君
8 番	犬 飼 克 子 君	16 番	今 野 善 行 君

出席議員（16名）

1番	本田 昭彦君	9番	馬場 良勝君
2番	佐野 瑠津君	10番	今野 信一君
3番	宮澤 光安君	11番	渡辺 良雄君
4番	平 渡亮君	12番	楢田 雅之君
5番	櫻井 勝君	13番	堀籠 日出子君
6番	森 秀樹君	14番	大須賀 啓君
7番	佐々木 久夫君	15番	児玉 金兵衛君
8番	犬飼 克子君	16番	今野 善行君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	浅野俊彦君	健康推進課長	大友徹君
副町長	千葉喜一君	農林振興課長	阿部晃君
教育長	八巻利栄子君	商工観光課長 兼企業立地 推進室長	星正己君
代表監査委員	内海義春君	都市建設課 長	江本篤夫君
総務課長兼 危機対策室長	児玉安弘君	上下水道課長	亀谷裕君
まちづくり 政策課長	遠藤秀一君	会計管理者 兼会計課長	丹野俊宏君
財政課長	佐々木克敏君	教育総務課長	菊地康弘君
税務課長	青木朋君	生涯学習課長	浪岡宜隆君
町民生活課 長	吉川裕幸君	税務課 徴収対策室長	阿部友紀君
子ども家庭課 長兼こども家 庭センター長	小野政則君	公民館長	村田晶子君
福祉課長	早坂基君		

事務局出席者

議会事務局長	村田充穂	次長	相澤敏晴
主事	佐藤みなみ		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前9時58分 開 議

議 長 (今野善行君)

皆さん、おはようございます。

予定の時間より若干早いんですが、皆さんおそろいでありますので、本会議を再開したいと思いますがよろしいでしょうか。 (「はい」の声あり)

それでは本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 「会議録署名議員の指名」

議 長 (今野善行君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番平渡 亮君及び5番櫻井 勝君を指名します。

日程第2 「議案第63号 大和町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」

議 長 (今野善行君)

日程第2、議案第63号 大和町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第63号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 3 「議案第64号 大和町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」

議 長 (今野善行君)

日程第3、議案第64号 大和町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第64号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 4 「議案第65号 大和町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」

議 長 (今野善行君)

日程第4、議案第65号 大和町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第65号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 5 「議案第 66 号 大和町生活改善施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」

議 長 (今野善行君)

日程第 5 、議案第66号 大和町生活改善施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第66号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 6 「議案第 67 号 大和町子育て支援住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」

議 長 (今野善行君)

日程第 6 、議案第67号 大和町子育て支援住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第67号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 7 「議案第68号 令和7年度大和町一般会計補正予算」

議 長 (今野善行君)

日程第7、議案第68号 令和7年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。6番森 秀樹君。

6 番 (森 秀樹君)

では、私から2点ほど質問させていただきます。

事項別明細書13ページ、6款1項2目の観光費の観光振興費なんですかけれども、昨日のご説明では四十八滝運動公園に複合型遊戯、そして湖畔公園、あちらのほうに吉岡小学校で使った遊具を移設すると。再利用するというお話がございましたが、四十八滝運動公園に隣接されている星空サブローP a r kのコンセプトが何もないキャンプ場というのがコンセプトの一つだと思うんですけれども、そのコンセプトを崩してしまうようなものを何のためにつけるのかなど。どういう要望なり目標なりがあつてされるのかというのをお伺いいたします。

もう一点が、事項別明細書の17ページ、9款5項2目広場管理費の12節の委託料、昨日のご説明では近隣の民間の企業様がお売りいただきたいということで測量なり何なり地価の算出とか行うためにこういったことをされると思うんですけれども、どれぐらいの面積があつてどれぐらいで目算で出るもの、何ていうんですかね、坪単価幾らぐらいになるものなのか、大体でも分からないとこの金額をかけて実際マイナスに

なつてしまつたらどうするんだろうなというところがございますので、お答えいただきたいと思います。

議長 (今野善行君)

答弁を求めます。商工観光課長星 正己君。

商工観光課長兼企業立地推進室長 (星 正己君)

それでは森議員の質問にお答えします。

まず今回設置する複合型遊戯なんですが、ジップスライド及び滑り台等が設置されている複合型の遊戯でございまして、これは当初からキャンプ場はキャンプ場としてそのまま何もないキャンプ場として使用して、手前の空いているスペースにもともと遊具を設置するという計画がございまして、今回企業版ふるさと納税を頂戴したということでその財源を充てて今回設置するということでございます。

以上でございます。

議長 (今野善行君)

生涯学習課長浪岡宜隆君。

生涯学習課長 (浪岡宜隆君)

それでは森議員のご質問にお答えいたします。

まず、三ヶ内レクリエーション広場の全体の面積につきましては1万5,702平米でございます。そのうち分筆予定面積につきましては2,040平米となってございます。そして坪単価ということでございますが、まず分筆をして普通財産にいたしまして、これを財政課のほうに一度戻させていただいてからの積算という形になると認識しております。なお、分筆費用につきましては、売買をしていただく際にその部分も一応積算を乗せた形で公売をしていく予定というところでございます。

以上でございます。

議長 (今野善行君)

森秀樹君。

6 番 (森秀樹君)

では観光振興費のほうでもう一点質問したいんですけども、これだけ猛暑が続く中で外遊びがなかなか難しくなってくる時代になってしまふのではないかという点で、リユースのほうはよろしいかと思うんですけども、もともと予定があったとしても、新設の複合型遊具はもう一度しっかりと将来のことを考えながらご検討されたほうがよろしいのではないかという考えがございます。

続きまして、委託料のほうはマイナスにならないようにだけしていただきたいと思います。

以上です。

議長 (今野善行君)

答弁は。

6 番 (森 秀樹君)

商工観光課だけ回答ください。

議長 (今野善行君)

商工観光課長星 正己君。

商工観光課長兼企業立地推進室長 (星 正己君)

それでは森議員の再質問にお答えします。

あそこのキャンプ場のハイシーズンというのが大体ゴールデンウイークとそれから秋口に大体集中しておりますので、夏場というのはどうしてもおっしゃったとおり利用者が減っていくということなので、夏場に集中して利用するわけではなくて、シーズンを通して使っていくということを考えればそちらにスペースを有効活用して遊具を設置するということで検討しているということでございます。

以上でございます。

議長 (今野善行君)

ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第68号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 「議案第 69 号 令和 7 年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」

議 長 (今野善行君)

日程第 8 、議案第69号 令和 7 年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第69号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9 「議案第 70 号 令和 7 年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」

議 長 (今野善行君)

日程第 9 、議案第70号 令和 7 年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第70号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 「議案第71号 令和7年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算」

議長 (今野善行君)

日程第10、議案第71号 令和7年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第71号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 「議案第72号 令和7年度大和町吉岡西部土地区画整理事業特別会計補正予算」

議長 (今野善行君)

日程第11、議案第72号 令和7年度大和町吉岡西部土地区画整理事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第72号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 「議案第73号 令和7年度大和町下水道事業会計補正予算」

議長 (今野善行君)

日程第12、議案第73号 令和7年度大和町下水道事業会計補正予算を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第73号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 「議案第74号 令和7年度大和町水道事業会計補正予算」

議 長 (今野善行君)

日程第13、議案第74号 令和7年度大和町水道事業会計補正予算を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第74号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 「議案第75号 令和7年度大和町立吉岡小学校外構工事請負契約について」

議 長 (今野善行君)

日程第14、議案第75号 令和7年度大和町立吉岡小学校外構工事請負契約についてを議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。11番渡辺良雄君。

11 番 (渡辺良雄君)

素朴な質問をしますので、素朴な回答をお願いしたいんですが、遊具の種類についてなんですか。鉄棒、ブランコ、それからシーソーというんですか。それあたりは一般的で私は理解できるんですけども、小学校にジャングルジムとかそれからアーチ型のはしごみたいなやつが計画に上がっているんですけども、この遊具関係は小学校関係では一般的に据え付けられているものかどうか、その辺をちょっと伺いたいなと思います。素朴な回答で結構でございます。

議 長 (今野善行君)

教育総務課長菊地康弘君。

教育総務課長 (菊地康弘君)

それでは渡辺議員のご質問にお答えさせていただきます。

鉄棒とか雲梯でございますが、町内の小学校の施設を見ますと一般的に使われております。こちらにつきましては、そうですね、ジャングルジムにつきましても子供の柔軟性、あと筋力の向上ということで、そういうのを目的にして使われているという状況でございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 (今野善行君)

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。9番馬場良勝君。

9 番 (馬場良勝君)

それでは今質問がございました遊具についてお尋ねをいたします。

遊具の材質はどのようなものか、お尋ねをしたいと思います。それから先ほども質問がありました移転というんですかね、再利用する遊具があるかと思うんですけども、その耐用年数というか、いろいろあるかと思うんですけども、その辺、どのぐらいの遊具を移設してというのをまず2点お尋ねをしたいと思います。

議 長 (今野善行君)

教育総務課長菊地康弘君。

教育総務課長 (菊地康弘君)

それでは馬場議員のご質問にお答えいたします。

材質につきましては、今回鉄とステンレスが使われます。

あと遊具の耐用年数でございますが、それぞれ材質によっても違いますけれども、金属ですので、すみません、正確ではないかも知れませんが15年程度は使われるというふうに思います。あとここにつきましては維持管理、点検をしながら必要な部分の修理を加えて長く使えるようにしております。

以上でございます。

議長 (今野善行君)

9番馬場良勝君。

9番 (馬場良勝君)

鉄、ステンレスということで、今日はちょっと暑くないんですけれども、最近この暑さで鉄、ステンレスというのは物すごい熱くなる。例えば、低学年の子供とか小さいお子さんがその遊具を使ったときにやけどをする。そういうのも結構ちらほらお話を聞いております。もちろん学校では指導されているかと思うんですが、分からぬいで来てやけどをされるという場合もあるので、これからは、今後、そういう材質の部分も考えていかないと、やっぱり何か事故というんでしようかね、そういう部分も考慮に入れていかないと、プールもそうです。暑くて入れないとか、やっぱり今の気象に合わせた対応をしていかなきやいけないというのも考慮に入れていただきたいので、今一度ご答弁をいただければと思います。

それから、今一度すみません。外構付帯施設工事というのがあるんですね。この付帯ってどういう部分、何をされるのか把握していらっしゃるでしょうからご答弁いただきたいと思います。

議長 (今野善行君)

教育総務課長菊地康弘君。

教育総務課長 (菊地康弘君)

それではご質問にお答えいたします。

今回金属のほうを使わせていただくということでございまして、最近35度を超える日が多く続いております。その場合は遊具の表面温度65度以上超えるというような話も聞いておりました。特に滑り台については1回滑ってしまうと2秒、3秒そこから離れなくなる状況がございます。今まで教育総務課とあと都市建設課のほうにもちよつといろいろ協議させていただいた中で、滑り台については滑る方向を太陽がある方向に滑ってしまうとさらに温度が熱くなってしまうので、今回の図面のほうにも書いておりましたが北側のほうに滑るようにしまして、なるべく直射日光が当たらないようにというような配慮も考えて設計のほうに入れておりました。この場所につきましてはまだ未決定でございましたので、吉岡小学校の先生と話し合いながら場所のほうを決めていきたいというふうにも考えております。あと今現在も滑り台は各小学校に

ございますが、そちらについても温度を確認しながら先生方に対応していただいておりましたので、その辺も教育総務課のほうで改めて伝えていきたいと考えております。

あと、今回の外構付帯工事ということでございまして、こちらの内容につきまして簡単にご説明をさせていただきます。

こちらの今回の工事につきましては、直接工事費で約9,000万円となってございました。その中で大きいのが校内の舗装ということなんですけれども、校内の舗装で約85%をその中で占めています。金額の大きい部分としましてはグラウンドの舗装なんですけれども、そこで約85%のうち43%を占めておりまして、そのほか大きいのが今回約9,900平米、1万平米としますとそこで20センチの土の入替えが生じます。そうしますと2,000立米ほどの残土の運搬が出てきまして、その残土の運搬だけでも36%ほど、金額にしますと約3,300万円がかかってまいりました。あと付帯の部分であと暗渠排水工事もあるんですけれども、この部分で約3%ほどございました。金額にしますと約120万円です。あと付帯工事につきましては先ほどご質問のありました遊具のほか学校の国旗、校旗を立てる掲揚塔、あと除雪機を入れる倉庫、そういうのが入ってございました。

簡単ですが、以上でございます。

議長 (今野善行君)

よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。12番楢田雅之君。

12番 (楢田雅之君)

私もちょっと遊具についてお聞きしたいと思います。

今回、遊具の選定なんですけれども、どのような引きさつで選定したか。要は業者というか設計業者のほうからこの遊具がいいと言われたのか、教育委員会のほうで大和町としてはこういう遊具を入れてほしいとか、あと併せて文科省で推進している遊具があるのか、ないのか。逆に最近禁止されている遊具もあるかと思うんですけども、その辺の話をまずお聞きしたい。

もう一つ、先ほど材質の話をされたときに鉄とステンレスという話をされたんですけども、私の見方が悪いかどうかあれなんですけれども、シーソーありますよね。シーソーの実際人が座るところ。300の20の幅ですか。人が座るところ。これは木だと思うんですけども、そこ私が間違っているかどうか、その辺をちょっと確認した

いと思います。要は木材、どの部分を使っているのかな。当然木材の部分も出るかと思うので、その辺をちょっと再度材質の木材の部分の確認をお願いしたいと思います。

3つ目ですけれども、当然小学校というのは1年生から6年生が使うと。当然1年生ですとそれなりの遊具でもいいですけれども、6年生だとある程度ジャングルジムとか結構もっと楽しめるような遊具があるんですけども、これは校長の判断かとは思うんですけども、高学年しか使えない遊具とかそういうのがあるのかどうか。多分それは校長の判断でやっているのかどうか分かりませんけれども、要は全員が遊具に関しては1年生から6年生が全て使えるような遊具を入れているのかどうか。その辺、学年によってその辺の使える基準があるのかないのか、その辺ちょっと合わせて3点お聞きしたいと思います。

議 長 (今野善行君)

教育総務課長菊地康弘君。

教育総務課長 (菊地康弘君)

それでは梶田議員のご質問にお答えいたします。

まず選定の理由でございます。こちら令和3年だったと思いますけれども、実施設計で業者の方からこの遊具はどうでしょうかというような提案がございました。昨年度でございますが、教育総務課とあと都市建設課の職員にもご協力いただきまして、まず府内で遊具を選定しそれを吉岡小学校の方に提案をいたしました。その中で、吉岡小学校からは町の方ではつり輪のようなぶら下がるような遊具があるんですけども、そういうものも提案したんですけども、学校の方からそういうものでなくて雲梯を設置してほしいと。あとジャングルジムつきの滑り台も設置してほしいということで学校の要望を受けまして、こちら今回発注をさせていただいた状況でございました。

次に法令基準についてでございますが、法令基準については特に定めはなかったと思います。遊具につきましては、体を育てる、身体能力の向上ということで設置されているようでございます。あとその施設につきましては、学校安全法のほうで施設につきましては安全の確保、維持に努めるということで定期点検、必要な修繕を行っていけるというような状況でございます。

あとシーソーにつきましては材質はヒノキでございます。

あと高学年の遊具でございます。図面を見ますと雲梯につきましては高さが地面か

ら1.6メートルぐらいになっておりましたので、低学年は届かないと思いますのでこういうものが高学年が使えるものになると思います。あと登り棒についても小学低学年ですと筋力の関係で登れないと思います。こういうものも高学年向けかなというふうにちょっと思っておりました。

以上でございます。

議長 (今野善行君)

楢田雅之君。

12番 (楢田雅之君)

なぜこういう質問をしたかといいますと、一番最初もう30年以上前ですけれども小野小学校の校庭にも遊具がありました。当時ターザンロープとかいろいろ今でいうほとんどもうなくなっているんですけども、そういうのもあってネットつきの遊べるような遊具もあったんですけども、今は全部なくなっています。それは当然時代とともにそういうのは例えばネットが首に引っかかるとかそういう危険性があるのでなくなったかと思ったので、今回どういう基準でつくったのかなと思って質問させていただきました。

あと今までの質問にもあったように、どうしても遊具、鉄の部分とかステンレス部分ですと大分熱くなっています。学校長の判断でやっぱりあまり暑い日は校庭に出るなとかの指導もしているという話も聞いておりますので、その辺の点検と維持管理だけは徹底するようにお願いしたいと思います。

再度何かご答弁をお願いしたいと思います。

議長 (今野善行君)

教育総務課長菊地康弘君。

教育総務課長 (菊地康弘君)

それでは再質問にお答えいたします。

今ご意見いただいたとおり、以前ですと回転式のジャングルジムとか向かい合って乗るブランコ、そういうものについてはそこに近寄ると子供たちが飛ばされたり、あとは首が挟まつてというような痛ましい事故もありました。そういうことで、一般社団法人の日本公園施設業協会だと思いますけれどもそういうものは一切これからつく

らない。あとは子供の首が挟まないように、または通り抜けができるないように幅を100ミリ以内にするというような基準をつくって対応をしております。

今後もこの遊具につきましては以前公園を担当していたときなんですかけれども、リスクとハザードという話を聞いたことがあります。両方危険というような意味ですかけれども、リスクのほうは子供たちが例えればかすり傷の程度であればそういうのも経験にしてこれは危険だということで必要な部分ということでそういうことで成長していく。あとはハザードのほうは子供たちではどうしようもないで、大人がそこは最初から取り除いていきましょうということでハザードのほうは取り除くということで公園施設業協会のほうで設置しまして国のほうでもその内容で動いております。

今後も設置する町としましては、安全に気をつけたものを公園、また学校のほうに配置していきたいと思っております。ありがとうございます。

以上でございます。

12番 (榎田雅之君)

終わります。

議長 (今野善行君)

ほかにありませんか。1番本田昭彦さん。

1番 (本田昭彦君)

ちょっとなかなか勉強不足で申し訳ないんですが、この説明資料の中の校庭の黄色く色かけしてある部分の議案説明資料の中の3ページ、グラウンドの部分、暗渠のやつが入っていると思いますけれども、その道路側のほうに、下のほうに教材園というところがあるかと思いますけれども、四角く囲った4つぐらいあるんですけれども、これというのは何をされるものなのかちょっと教えてください。

議長 (今野善行君)

教育総務課長菊地康弘君。

教育総務課長 (菊地康弘君)

それでは本田議員のご質問にお答えいたします。

こちらの教材園でございますが、花壇ですか、あと学校の菜園ということでこち

らのほうに設置させていただく予定でございます。

以上でございます。

議 長 (今野善行君)

本田昭彦君。

1 番 (本田昭彦君)

ありがとうございます。花壇だったりいろいろなちょっとした野菜関係とかそういったところだと思いますけれども、この近くに水道とかそういうものの配置はなされるのかというところをお聞きしたいと思います。このとおりの暑さだったり植栽、いろいろ植えた時点で水かけするかと思いますけれども、なかなか水をかけないと根づかない部分がありますので、その辺の水道とかのいちいちバケツでくんでくるというのもなかなか大変だと思いますけれども、そういうところまで設計に入っているのか教えてください。

議 長 (今野善行君)

教育総務課長菊地康弘君。

教育総務課長 (菊地康弘君)

それでは再質問にお答えいたします。

こちらにつきましては8月、7月ぐらいまでこちらに仮設校舎がありましたので、仮設の水道のほうを入れておったんですが、今撤去を行っておりまして。今はその水道がない状況となっております。こちらについては、今水道のほうはこここの部分には入らないというような計画になっておりました。あとこの部分に水道管が入るのかということで、繰り返しになってしましました。この部分につきましては桜の木がありまして根っこも結構来ているんではないかというような想像がありましたので、その根っここの張り具合を見てこの教材園のほうを少し移動ということで今考えておった状況です。水道については今のところ計画はございませんでした。

議 長 (今野善行君)

本田昭彦君。

1 番 (本田昭彦君)

承知をいたしました。水かけとかそれも一緒にやって楽しくやればいい教育になるのかなと思いますので、その辺も後々考慮いただければと思います。

以上です。

議 長 (今野善行君)

ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第75号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 「議案第76号 町有財産の処分について」

議 長 (今野善行君)

日程第15、議案第76号 町有財産の処分についてを議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。4番平渡 亮君。

4 番 (平渡 亮君)

それではこの土地の価格についてお伺いをさせていただきます。

面積が約7万8,000平方メートルで坪にして2,400坪だと思いますが、坪単価大体783円、これがどのような形で計算されたのか、県で出されたものになっているのか、町の独自の試算なのか、そこを教えてください。

議 長 (今野善行君)

財政課長佐々木克敏君。

財政課長 (佐々木克敏君)

それでは平渡議員のご質問についてお答えいたします。

まず価格につきましては、不動産鑑定評価を行っているわけなんですが、算定の方法としまして、まずその財産に関する価値を決める補正係数というのがありますと、まずこの用地に関しては無道路地、要は接道していないという状況があります。今回無道路地なんですが、今回購入希望されている東北サンド様の隣接地ということで活用できるというような評価だったんですが、無道路地であるほかに今回購入する土地7万8,000平米を超える大きい土地ではあるんですが、その10倍ぐらい大きい面積を既に東北サンドさんがお持ちだということで、用地として必要だという希望はあるんですけども、そこは東北サンドさんから見たらごく一部の土地、隣接地という見方になるので、その割合によってまた補正が変わってくるという指導を受けております。今回無道路地、あと今回は山林という周辺の標準地の価格などを参考に評価いたしましたということを不動産鑑定士の方にご説明いただきましてこの価格になっております。

説明は以上となります。

議 長 (今野善行君)

平渡 亮君。

4 番 (平渡 亮君)

理解できました。土地の財産、町の財産を処分する、いろいろ怖いところがありまして、加美町のほうだと転売があつたりとか、これ今回はサンドさん的一部の土地だということで安心させていただきました。

以上です。

議 長 (今野善行君)

ほかに質疑ありませんか。7番佐々木久夫君。

7 番 (佐々木久夫君)

この面積でありますので、境界の立会いとかが当然やつたと思いますけれども、誰が境界を出したか。それを聞きたいと思います。

議長 (今野善行君)

財政課長佐々木克敏君。

財政課長 (佐々木克敏君)

佐々木議員のご質問についてお答えします。

境界に関しましては、今回希望あります山林の境界の立会いというのを令和2年7月に行っております。当時の土地周辺所有者、サンドさんを含め周りに数名いらっしゃいまして、そちらの方とやったということは記録上もあるんですけれども、すみません。正確に今手元に誰々というのはちょっと分かりません。山林の境界立会いという形でを行い、その承認を得ているという記録がその1か月後の動きとして書いてありましたので、そこは間違いなくやっているというふうな認識であります。

説明は以上になります。

議長 (今野善行君)

ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第76号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 「認定第1号 令和6年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定
について」

議長 (今野善行君)

日程第16、認定第1号 令和6年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定についてを
議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。会計管理者兼会計課長丹野俊宏君。

会計管理者兼会計課長　（丹野俊宏君）

それではよろしくお願ひいたします。

それでは議案書42ページをお願ひいたします。

認定第1号令和6年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、別紙の監査委員の意見を付しまして、議会の認定をお願いするものでございます。

お手元の令和6年度大和町各種会計歳入歳出決算書をお願ひいたします。

併せまして別冊議案説明資料認定第1号関係、令和6年度一般会計歳入歳出決算会計課の資料に基づきましてご説明を申し上げます。

決算書の1、2ページをお開き願います。

一般会計のほか8つの特別会計それぞれの決算総括表でございます。

初めに、一般会計でございます。

1ページ、歳入の収入済額につきましては173億6,511万3,088円。2ページ、歳出の支出済額は166億9,310万2,557円となり、差引残額は6億7,201万531円となったところであります。以下、特別会計につきましても同様の記載となっておりまして、右側の差引残額をご覧いただきますと、全て黒字決算となっております。

次に、3、4ページをお願ひいたします。

こちらは一般会計の歳入款別集計表であります。

歳入合計につきましては、5、6ページをお開き願います。

5ページ下の予算現額の合計につきましては177億7,369万円、調定額は178億3,341万9,559円、6ページの収入済額は173億6,511万3,088円であり、不納欠損額は604万326円であります。

収入未済額は調定額から収入済額及び不納欠損額を差し引きました4億6,226万6,145円であります。予算対比は97.70%、調定対比は97.37%であります。

次に7、8ページをお開き願います。

こちらは一般会計歳出の款別集計表でございます。

歳出合計をご覧ください。

7ページ右下の予算現額は、歳入と同額の177億7,369万円であります。

8ページの支出済額は166億9,310万2,557円です。翌年度へ繰越額につきましては、繰越明許費が6億7,807万1,000円であります。不用額は4億251万6,443円であります。

予算対比につきましては93.92%であります。

続きまして、別冊の議案説明資料認定第1号関係資料をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

こちらは決算書1、2ページと同様の内容を記載しております。

次に2ページをお願いいたします。

こちらは一般会計のほか、8つの特別会計の歳入について、令和6年度と5年度の決算額及び差引額等を記載したものでございます。

3ページをお願いいたします。

こちらは各種会計決算額の歳出でございます。

2ページと同様に、令和6年度、5年度を比較した資料となっております。

次に4ページをお開き願います。

一般会計決算額の歳入でございます。上段の差引Cの列で増減が大きかった款につきまして、1万円単位で説明させていただきます。

初めに、1款町税をご覧願います。

6年度の歳入につきましては、63億5,786万円で、構成比は36.6%であります。差引きを見ますと前年度より1億5,189万円の増となっております。要因としましては、町民税は個人と法人町民税で3億1,100万円ほどの減とはなりましたが、固定資産税と都市計画税で4億6,000万円ほど増となっております。

次に少し飛びまして、11款地方特例交付金をご覧ください。

差引きは1億3,704万円の増となりました。こちらについては個人住民税定額減税で減収分について補填交付金として交付されております。

次に、12款地方交付税につきましては、差引きを見ますと1億4,066万円の減となっております。

特別交付税は、除融雪業務が増えたことにより8,300万円ほどの増となりましたが、震災復興特別交付税では2億2,300万円ほど減となっております。企業立地奨励金などの対象企業が少なくなったこと等が要因であります。

次に、16款国庫支出金をご覧ください。

差引きで7億5,991万円の増となっております。増減の要因については様々でございますけれども、増の部分では吉岡小学校改築事業に伴います令和6年度学校環境改善交付金で9.8億円の増となっております。減の要因としましては、新型コロナウィルス感染症対応地方創生臨時交付金等が減となっておるところでございます。

次に、20款繰入金でございます。

差引きを見ますと2億4,465万円の増となっております。こちらは吉岡小学校改築事業や子ども医療費助成事業等へ支払いを行うため、基金を取り崩し一般会計へ繰り入れいたしております。

次に、21款繰越金であります。

差引きで3億6,008万円の増となっております。こちらは吉岡小学校改築事業等で繰越事業が前年度より多かったことによるものでございます。

6年度の歳入合計につきましては173億6,511万円となり、5年度と比較いたしますと、差引きで18億5,202万円の増、増減率では11.9%の増となったところでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

こちらは一般会計決算額の歳出でございます。

歳入と同様に差引額の大きな款を1万円単位でこちらも説明させていただきます。

初めに2款総務費は1億3,239万円の増となっております。増の大きな要因としては、個人住民税の所得割課税世帯への定額減税をし切れない方へ支給する定額減税補足給付金によるもの等でございます。

3款民生費は1億2,697万円の減であります。こちらは5年度において非課税世帯生活支援給付金があったものについて減となっております。6年度追加分については繰越明許の事業となっております。

次に、7款土木費につきましても1億4,582万円の減であります。こちらも前年度ありました吉岡西部土地区画整理事業に係ります下水道及び公園整備の負担金の支出が皆減となったものでございます。

次に9款教育費につきましては、25億9,575万円の増であります。こちらは増の要因としては、吉岡小学校の改築工事に伴う支出でございます。

次に10款災害復旧費につきましては、5,717万円の減であります。こちらは令和4年3月の福島県沖地震や令和4年7月豪雨等の災害復旧関係でありまして、事業の完了によるものであります。

一番下の歳出合計です。

令和6年度歳出合計は166億9,310万円となり、5年度と比較いたしますと、差引きで26億881万円の増となっております。増減率では18.5%となったところでございます。

それでは決算書にお戻りいただきまして、19、20ページをお開き願います。

一般会計歳入歳出決算事項別明細書でございます。

概要につきましてご説明を申し上げます。

歳入につきましては、節ごとの記載がなされ、備考欄に内容を記載しております。

ここからの金額の説明につきましても1万円単位とさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

1款町税でございます。

20ページの調定額をご覧ください。64億5,937万円であります。右の収入済額は63億5,786万円、右の不納欠損額は604万円であります。なお、不納欠損につきましては、地方税法の規定に基づきましてその処分の手続を行っているところでございます。その右の収入未済額は9,547万円であります。

次に、1項町民税です。

収入済額は17億1,225万円、前年度対比で3億1,124万円の減となっております。内訳としまして、1目個人は収入済額が13億4,567万円となり、前年度より9,175万円の減であります。法人では、収入済額が3億6,658万円、前年度対比で2億1,949万円の減となっております。

次に、2項固定資産税でございます。

収入済額が38億9,297万円となり、前年度対比で4億5,261万円の増であります。内訳といたしまして1目固定資産税は38億5,712万円、2目固有資産等所在市町村交付金は3,584万円であります。内訳につきましては備考欄記載のとおりであります。

3項軽自動車税は収入済額が1億205万円、前年度対比で183万円の増であります。

次に、21ページ、22ページをお開き願います。

4項町たばこ税は収入済額が3億3,428万円、前年度対比で約178万円の減であります。

5項入湯税は収入済額が23万円、6項都市計画税は収入済額が3億1,604万円となり、前年度対比で1,052万円の増であります。

続きまして、2款地方譲与税です。

収入済額は1億5,921万円であります。

1項自動車重量譲与税から、23、24ページをお願いいたします。2項地方揮発油譲与税及び3項森林環境譲与税につきましては、いずれも収入済額は調定額と同額となっております。

次に、3款利子割交付金から5款株式等譲渡所得割交付金は調定額どおりの収入済額となっております。

25、26ページをお開き願います。

6款法人事業税交付金から8款ゴルフ場利用税交付金につきましても調定額どおりの収入済額となっております。

27、28ページをお開き願います。

9款環境性能割交付金から11款地方特例交付金につきましても調定額どおりの収入済額となっております。

29、30ページをお開き願います。

12款地方交付税につきまして、収入済額は4億9,940万円であります。この内訳につきましては備考欄記載のとおりであります。6年度においても普通交付税は不交付となっております。

13款交通安全対策特別交付金は調定額どおりの収入済額であります。

31、32ページをお開き願います。

14款分担金、負担金は調定額どおりの収入済額であります。

15款使用料及び手数料の収入済額1億5,065万円です。収入未済額は284万円であります。

33、34ページをお開き願います。

1項使用料であります。収入済額は8,595万円となりまして、備考欄記載の施設使用料であります。

35、36ページをお開き願います。

収入未済額は、5目土木使用料、住宅使用料であります。中段2項の手数料については、調定額どおりの収入済額であります。

37、38ページをお開き願います。

中段の2項4目土木手数料までございまして、それぞれ備考欄に記載されました各種手数料に対しての収納がなされたものであります。

次に、16款国庫支出金でございます。

1項1目民生費国庫負担金につきまして、収入済額13億6,450万円となっております。1節保険基盤安定負担金から39、40ページをお開き願います。5節老人福祉費負担金まで、それぞれの費目に対します負担金収入となっております。2目教育費国庫負担金は、吉岡小学校改築事業であります。3目衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費等に対します負担金収入で明許繰越分であります。

2項国庫補助金1目総務費国庫補助金でございます。

1節個人番号カード交付事務費補助金から4節の社会保障・税番号制度システム整備費補助金までは、調定額どおりの収入済額であります。41ページ、42ページをお開

き願います。5節の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、収入済額2億9,176万円で、物価高騰対応の給付金事業でありますと、収入未済額9,844万円は事業の繰越明許分であります。

次に、2目民生費国庫補助金は収入済額7,303万円となり、1節障害者福祉費補助金から3節出産・子育て応援交付金までの補助金収入となっております。

3目衛生費国庫補助金は収入済額1,210万円であります。1節保健衛生費補助金は、がん検診推進事業費等であります。43、44ページをお開き願います。2節出産・子育て応援交付金は、伴走型相談支援事業費であります。

4目農林水産業費国庫補助金は、支出済額605万円です。収入未済額が1,776万円で、農林地域防災減災事業費の繰越明許分であります。

5目土木国庫補助金、収入済額は2億1,523万円です。1節道路橋梁費補助金は収入済額が2億14万円で、備考の中坪渋井線や道路メンテナンス事業費は魚板橋等の事業であります。また、収入未済額は3,289万円でありますと、竪堀橋等の繰越明許分であります。2節住宅費補助金は収入済額1,508万円であります。収入未済額は553万円です。こちらは西原第一住宅長寿命化改修関係でございます。収入未済額については繰越明許分であります。

45、46ページをお開き願います。

6目消防費国庫補助金は、収入済額37万円で、備考欄記載のとおりであります。

次に、7目教育費国庫補助金でございます。1節小学校費補助金から2節中学校費補助金までの収入済額は8億2,919万円であります。なお、1節の収入未済額1,113万円は、小学校特別教室等空調設備事業費の繰越明許費であります。

8目1節特定防衛施設周辺整備調整交付金は収入済額2億4,483万円となり、子ども医療費助成や道路改良工事等に係る交付金であります。

3項委託金は、調定額どおりの収入済額となっておりまして、備考欄に記載された施設区域取得等事務委託金などの収入となっております。

議長(今野善行君)

丹野課長、すみません。ここで暫時休憩したいと思いますので、一旦いいですか。
暫時休憩します。

再開は、午前11時10分とします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

議長 (今野善行君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。お願いします。

会計管理者兼会計課長 (丹野俊宏君)

それでは、最初に先ほど8目1節特定防衛施設周辺整備調整交付金の収入済額の金額でございますけれども、先ほど2億4,483万円と申しましたけれども、こちら2億1,729万円の誤りでしたので訂正させていただきます。

続きまして、47、48ページをお願いいたします。

次に、17款県支出金でございます。

1項県負担金1目総務費県負担金の収入済額は195万円であります。

次の2目民生費県負担金の収入済額は6億1,139万円であります。

1節保険基盤安定負担金から、49、50ページをお開き願います。5節老人福祉費負担金までございまして、これらは37ページから40ページの国庫負担金と同様に、それぞれの費目に対します県負担分の収入となっております。

2項県補助金でございます。

1目総務費県補助金は24万円の収入済額であります。

2目民生費県補助金につきましては、収入済額が1億3,576万円であります。1節社会福祉費補助金から、51、52ページをお開き願います。4節出産・子育て応援交付金までございまして、それぞれ備考欄記載のとおりであります。

3目衛生費県補助金1節保健衛生費補助金は収入済額419万円であります。2節出産・子育て応援交付金の収入済額は2.6万円であります。それぞれ備考欄記載のとおりであります。

4目農林水産業費県補助金の1節農業費補助金の収入済額は8,249万円であります。53、54ページをお開き願います。2節林業費補助金の収入済額は946万円であります。それぞれ備考欄記載のとおりであります。

5目消防費県補助金は、1節及び2節の収入済額は15万円であります。

6目教育費県補助金は収入済額1,053万円で、子どもの心のケアハウス等の事業費となっております。

7目市町村振興総合補助金は収入済額1,170万円であります。内訳につきまして

は備考欄記載のとおりであります。

55、56ページをお開き願います。

8目みやぎ環境交付金は455万円の収入済額であります。田んぼダムなどの補助金であります。

次に、3項委託金でございます。

1目総務費委託金から3目教育費委託金まで、収入済額は6,898万円であります。

57、58ページをお願いいたします。

次に、18款財産収入でございます。

1項1目1節土地建物貸付収入は収入済額451万円であります。

2目1節利子及び配当金は収入済額804万円であります。財政調整基金等の利子及び配当金であります。

2項1目不動産売払収入及び2目物品売払収入は収入済額1,344万円であります。

59、60ページをお願いいたします。

次に、19款寄附金でございます。

1項1目総務費寄附金から4目ふるさと寄附金まで、1億6,167万円の収入済額であります。前年度と比較いたしますと約7,024万円の増となっております。

20款繰入金でございます。

61、62ページをお開き願います。

1項特別会計繰入金は、3つの財産区特別会計から1,626万円の収入済額であります。

2項基金繰入金は、10億4,175万円の収入済額であります。1目財政調整基金繰入金から、63、64ページをお願いいたします。7目まちづくり基金繰入金までございまして、それぞれの収入済額のとおりであります。

次に、21款繰越金につきましては、前年度からの繰越金10億7,879万円の収入済額であります。内訳につきましては備考欄記載のとおりであります。

22款諸収入1項1目延滞金は収入済額64万円であります。

65、66ページをお願いいたします。

2項1目町預金利子は歳計外現金の利子であります。

3項貸付金元利収入1目民生費貸付金元利収入は、災害援護資金貸付金の償還として350万円の収入済額となり、収入未済額は1,672万円であります。

2目商工費貸付金元利収入は、中小企業振興資金預託金の償還として6,900万円の収入済額であります。

4 項受託事業収入につきましては、1 目農業費受託事業収入の収入済額は20万円であります。

67、68ページをお開き願います。

2 目教育費受託事業収入は937万円であります。

3 目衛生費受託事業収入は653万円であります。

5 項雑入でございます。1 目納付金は、収入済額1,682万円であります。1 節雇用保険納付金は収入済額100万円です。2 節給食費納付金は収入済額1,582万円であります。こちらは学校教職員などが対象となっております。収入未済額につきましては25万円であります。

次に、2 目雑入は1 億1,698万円の収入済額であります。

ページの中段から次ページまで69、70ページをお開き願います。内容につきましては備考欄の記載のとおりであります。収入未済額は、最終処分場周辺地域環境整備事業に係る繰越明許費分となっております。

次に、23款町債でございます。

収入済額は、21億7,720万円であります。収入未済額は5,530万円であります。

1 項1 目総務債から、71、72ページをお願いいたします。5 目教育債につきましては、備考欄の記載の事業につきまして借入れを行ったものであります。収入未済額については繰越明許費分でございます。

6 目1 節減収補填債は2 億9,170万円の収入済額であります。町税等の不足を補うため借入れを行ったものでございます。

以上が一般会計の歳入でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

議長 (今野善行君)

総務課長児玉安弘君。

総務課長兼危機対策室長 (児玉安弘君)

続きまして、歳出でございます。

決算書は75ページ、76ページをお願いいたします。

主要な施策の成果に関する説明書は、25ページから併せてご参照をお願いいたします。

1 款1 項1 目議会費の主なものをご説明いたします。

議会費につきましては議会の運営に要したもので、定例会議、随時会議、各常任委

員会等の活動に要した経費及び議員、職員の手当などが主な内容でございます。

1節は議員16名分の報酬ですが、令和6年4月から議員定数を2名減の16名とし、併せて月額報酬を1人当たり月額6万円増額したことにより、前年度と比較して895万円の増額となっております。2節は事務局職員3人分の給与、3節は議員の期末手当及び職員の各種手当、4節は議員及び職員の共済負担金でございます。

以下、各款、科目の2節から4節までの手当について説明します。一般職、特別職合わせて会計年度任用職員の手当となりますので、以降の説明は省略をさせていただきますのでご了承をお願いいたします。

7節は議会報告会の際の子育てサポート及び議会だより、議場コンサート出演者に対する謝礼、8節は本会議を含みます各種会議等の出席、委員会の県外行政視察研修などに要しました費用弁償及び職員の随行旅費でございます。9節議長の交際費でございます。10節はコピー料金などの事務用消耗品、図書追録、新聞等購読料、改選に伴います議員の作業服購入費用、議会専用車の燃料代、行政視察受入時の茶菓代、年4回発行の議会だより及びこれからの大和町議会の方プロジェクトの冊子印刷などに要した費用、議長車の車検整備代、議場放送システム修繕料でございます。77、78ページをお願いいたします。11節は議会事務連絡等の郵送代、議席ネーム柱等の書換え、議会専用車の損害保険料、定期点検料などでございます。12節は、会議録作成、議場放送設備システムの保守点検、議場コンサート時の楽器輸送などの委託料。13節は、議場放送設備システム賃借料、タブレット端末リース料及び文書共有システム使用料、各委員会における県外行政視察時のタクシー借上げ、有料道路通行料などでございます。18節は、宮城黒川地方町村議会議長会会費、黒川地方市町村議会連絡協議会などへの負担金のほか、政務活動費であります。26節は、議会専用車車検の際の自動車重量税でございます。

続きまして、2款総務費1項1目一般管理費でございます。

説明書につきましては、30ページからとなります。

一般管理費につきましては、総務全般の管理費のほか、職員研修事業、職員の健康管理、公用車運行管理、行政区設置及び黒川地域行政事務組合負担金等に要した費用でございます。

初めに、1節は産業医特別職給料等審議会委員及び総合案内に係ります会計年度任用職員3人分の報酬でございます。2節から4節のうち、退職、育児休業職員の補充に係るフルタイム会計年度任用職員6名分を支出いたしております。決算書79、80ページをお願いいたします。7節は、顧問弁護士及び行政区長62人分の報償費と退任区

長への記念品等に要した費用であります。8節は、特別職の出張に係る旅費、職員の研修旅費のほか、総合案内、会計年度任用職員の通勤手当、特別職給料等審議会委員、産業医及び行政区長の費用弁償でございます。決算書81ページ、82ページをお願いいたします。9節は町長交際費でございます。10節は、事務用消耗品、新聞、図書等の購読代のほか、職員の身分証明書の更新等に要した費用、公用車の燃料代、区長会に来客用お茶代、人事管理上の各種様式の印刷等であります。11節は、電話通信費用、公用車保険料、職員ボランティア保険料でございます。12節は、県公平委員会への事務委託のほか区長配達業務、職場内職員研修委託、職員の健康診断業務、ストレスチェック及び職員採用試験の問題集提供・採点業務の委託料でございます。13節は公用車の有料道路通行料、出張時の駐車料金、タクシーチケット代、官報検索システム使用料であります。18節は、黒川地域行政事務組合の管理運営費、宮城県地方税滞納整理機構、宮城黒川地方町村会職員研修時等の負担金のほか、大和町区長会への補助金でございます。21節は著作権使用料に係る合意書に基づく解決金でございます。

次に、2目文書広報費は、文書管理、広報・広聴、町ホームページ管理等に要した費用でございます。

説明書は32ページからとなります。

1節及び次ページ8節は、情報公開審査会並びに個人情報保護審査会の開催に係る費用でございます。3節はみやぎふるさとCM大賞への参加に当たり、採用2年目の職員でその制作に当たりまして、それに係ります時間外勤務手当でございます。7節は、広報モニター謝礼として図書カード購入のほか、広報研修会の講師謝礼でございます。決算書83、84ページをお願いいたします。10節は、広報たいわ12か月分の印刷費、コピ一代金、大型インクジェットプリンターインク代、70周年記念町勢要覧印刷代、70周年記念のキーホルダー作成代のほか、シンボルタワー電気代などでございます。11節は、郵便後納料金、電話料金等の通信料、シンボルタワーの保険料でございます。12節は、町ホームページの運用保守委託、シンボルタワー敷地の除草業務、例規集の追録代等でございます。13節は、印刷機、大型インクジェットプリンターの借上料及び例規サポートシステム、そして議事録作成機器の利用料でございます。17節は広報用デジタルカメラ、プリンターの購入費用、18節は、社団法人日本広報協会への会費となります。

以上でございます。

議 長 (今野善行君)

財政課長佐々木克敏君。

財政課長 (佐々木克敏君)

続きまして、3目財政管理費でございます。

説明書につきましては33ページをお願いいたします。そのほか配付資料といたしまして、決算に関する説明の内訳及び交付金の使途に関する説明書の資料がございますので、ご参考にしていただければと存じます。

1節はパートタイム会計年度任用職員分の報酬を計上しておりましたが、採用を見送ったことにより支出はありませんでした。4節につきましても同様の理由により、共済費を計上しておりますが執行がございませんでした。7節は入札監視委員会委員への報償金、8節はパートタイム会計年度任用職員の通勤手当でしたが、執行がございませんでした。10節の消耗品はコピー代金、事務用品、参考図書等の購入費用等です。印刷製本費は予算に関する説明書、主要な施策の成果に関する説明書に要したものです。12節は統一的な基準による財務書類等作成及び公会計システム保守料でございます。85ページをお願いいたします。13節は入札情報検索システムの利用料でございます。18節は地方財務協会への負担金です。24節積立金は財政調整基金、町債管理基金、まちづくり基金への積立てでございます。

以上でございます。

議 長 (今野善行君)

会計課長丹野俊宏君。

会計管理者兼会計課長 (丹野俊宏君)

続きまして、4目会計費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書は34ページでございます。

4目会計管理費は会計一般管理費であります。10節は事務用品のほか、決算書等の印刷製本費であります。11節は口座振替に係る各金融機関とのデータ送信に係る経費及び交付金取扱手数料、振込手数料等であります。12節は、会計課及び杜の丘出張所で収納した交付金等を指定金融機関まで警備輸送いたします業務の経費でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 (今野善行君)

財政課長佐々木克敏君。

財政課長 (佐々木克敏君)

5目財産管理費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては、34ページから35ページをお願いいたします。

財産管理費につきましては、吉岡コミュニティセンター、吉田コミュニティセンター、鶴巣防災センター、南部コミュニティセンター、役場庁舎及び公用車並びに普通財産の管理費でございます。

7節は吉田コミュニティセンターに隣接する公園の除草作業3回及び鶴巣防災センター巡視員への報償金であります。10節は各施設管理の消耗品代、燃料費代、印刷代、光熱水費、施設の修繕料のほか、公用車の燃料及び車検整備代などであります。11節は各施設の電話料金、給水検査料、公用車の車検印紙代、施設の火災保険料及び公用車の自賠責保険、町有林に対します森林保険等でございます。87ページをお願いいたします。12節は庁舎を含みます各施設の窓口受付や清掃、維持管理業務のほか、マイクロバス運転業務、普通財産の除草作業等でございます。13節の土地借上料は、吉岡コミュニティセンター道路用敷地の借上げ、機械借上料はA E D、庁舎のL E D照明賃貸借です。車借上料は公用車リース、テレビ視聴料はN H K放送受信料です。システム利用料は、会議録作成機器の利用料金です。14節は吉岡コミュニティセンター、吉田コミュニティセンター、鶴巣防災センターへのエアコン設置工事、大和町役場庁舎の防犯カメラ更新工事、鶴巣防災センターの外灯設置工事ほかです。15節は吉田コミュニティセンター敷地用の砂購入費であります。17節につきましては、職員用椅子等の庁用器具購入、公用車1台の購入、除雪機の購入費用などであります。18節負担金は、黒川地区防火管理協議会への負担金、防火管理講習の受講料です。補助金は法定外公共物整備事業補助金で、大崎地区への補助金です。24節は土地開発基金積立金です。26節は公用車3台分の車検時の重量税分であります。27節は土地開発基金の利子を基金に積立てを行うための繰出金でございます。

以上でございます。

議 長 (今野善行君)

まちづくり政策課長遠藤秀一君。

まちづくり政策課長 (遠藤秀一君)

続きまして、6目企画費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては、35ページから38ページとなります。

企画費につきましては、広域行政の推進、まち・ひと・しごと総合戦略として令和6年度実施事業及び重要業績評価指標の審議、第五次総合計画改定に向けての準備作業、テレビ電波受信障害改善対策、地域情報通信基盤整備事業、防衛施設周辺関係団体との連携による各種事業の整備促進及び要望活動、王城寺原演習場における米軍実弾射撃訓練移転安全対策、地域活性化事業としてまちづくり活動団体へ支援等、町民バス・デマンドタクシー運行事業、高等学校等通学応援事業、移住定住事業、ふるさと寄附事業に要した費用でございます。

初めに、1節は総合計画審議会委員の報酬でございます。続きまして89ページ、90ページをお願いいたします。7節はふるさと寄附に係ります返礼品代、指定管理者候補者選定委員会外部委員及び地域公共交通審議会委員への謝金でございます。8節につきましては、費用弁償として総合計画審議会委員等への費用弁償、普通旅費につきましては職員の自治体総合フェア及び移住交流フェア等への参加に要したものでございます。10節の消耗品費は町民バスのタイヤ代、コピー等事務用品代、食糧費は各種会議のお茶代、印刷製本費は町民バス・デマンドタクシーの利用案内等の印刷代、総合計画アンケート封筒代、光熱費はアンテナ共同受信の電気料、修繕料につきましては町民バスに要しました費用でございます。11節の通信運搬費は総合計画改定アンケートの郵送料、ふるさと納税の返礼品送料、広告料及び手数料はふるさと納税に係るインターネットオンライン利用料、ポータルサイトへの掲載料、クレジット決済の利用料等でございます。火災保険料はテレビ共同受信施設の共済分担金、自動車損害保険料は町民バスの自賠責保険料等でございます。12節は町民バス・デマンドタクシーの運行業務、光ファイバー網保守業務、ふるさと寄附促進業務委託に要した費用でございます。13節駐車場使用料は移住定住フェアの際、電柱借上料は光ファイバーの設置に伴います電力柱・電話柱への共架料、住宅借上料は地域おこし協力隊のための移住のための住宅借上料でございましたが、6月の梅雨時期に雨漏りがあり断念したため3か月分でございます。システム利用料はデマンドタクシー運行管理システム利用料、施設使用料はNTT等の設備使用料でございます。14節はテレビ共同受信施設の更新及び支障移転工事に要しました費用でございます。18節は仙台都市圏広域行政推進協議会のほか9団体への負担金、補助金につきましては地域活性化事業といたしま

してふるさと産品開発協議会へ活動補助、一般財団法人自治総合センターの一般コミュニティ助成事業の交付を受けまして柴崎地区及び麓上地区への集会所の備品購入の補助、まちづくり活動補助といったしまして、昨年度は七ツ森バルーンクラブ、もみじヶ丘社の丘の小さな発表会、そして道路清掃等の環境美化に取り組んでおります城内中スマイル会へそれぞれ補助を行っておるところでございます。高等学校通学応援事業は通学生実数118名への支援、移住定住事業は子育て世帯等移住・定住応援事業、三世代同居応援事業、大和町移住支援事業、空き家等住宅支援事業の3事業を合わせまして8件の補助、空き家対策の購入事業1件、そして子育て支援住宅入居時の奨励金3件、子育て支援住宅入居者応援奨励金18件の補助金の交付に要した費用でございます。91ページ、92ページをお願いいたします。24節は、ふるさと寄附金といたしまして受け入れました歳入額のうち返礼品の調達経費等を除きました額を約2分の1になりますけれどもふるさと応援基金へ積立て、また防衛施設周辺整備調整交付金として子ども医療費助成事業基金への積立てのほか、基金利子の過日分の積立てを行ったところでございます。26節公課費につきましては町民バス2台分の自動車重量税でございます。

以上でございます。

議長(今野善行君)

総務課長児玉安弘君。

総務課長兼危機対策室長(児玉安弘君)

次に、7目電子計算費は、電子計算機器等の管理運営に要した費用になります。

説明書は38ページをご参照願います。

10節は電算関係消耗品のほか、PCカートリッジ等の消耗品に要した経費であります。11節はみやぎハイパーウェブ通信回線使用料、本庁と出先機関の間の通信料、令和5年10月から基幹情報システムをクラウド化したことによる回線使用料などございます。12節は、職員用端末や基幹システム、メールサーバー機器、グループウェア運用等の保守及び令和7年度末までの自治体情報システムの標準化・共通化へ向けデータ移行業務や標準化・共通化全般の対応業務、庁舎内ネットワーク機器の更新業務に係る委託料でございます。13節は住民基本台帳、税システムの大和町総合行政システムや職員端末で使用いたします財務会計、人事給与、庶務管理など情報処理と情報管理を行うためのシステム等の借上料になります。18節は県自治体セキュリティ

一クラウド運用費、県高度情報化推進協議会、宮城県市町村共同電子申請サービス提供業務負担金、地方公共団体情報システム機構への交付金及び地域活性化起業人制度による負担金でございます。

以上でございます。

議長 (今野善行君)

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長 (吉川裕幸君)

続きまして、8目出張所費、杜の丘出張所の運営管理費でございます。8節は職員事務連絡旅費、10節は事務用品等の消耗品代でございます。

以上でございます。

議長 (今野善行君)

総務課長兼危機対策室長児玉安弘君。

総務課長兼危機対策室長 (児玉安弘君)

続きまして、9目交通対策費につきましては交通安全対策事業に要した経費でございます。

説明書は39ページをお願いいたします。

7節は交通安全指導員24名分の報償金、8節は交通安全指導員の指導手当延べ439回分の経費でございます。93ページ、94ページをお願いいたします。10節は春と秋の交通安全運動の啓発用品、リーフレット、交通安全指導員の装備品、新入生用黄色い帽子購入、交通安全啓発用看板購入等に要した経費及び交通安全広報車2台分の燃料、タイヤ購入等に要した費用でございます。11節は交通安全指導員に係る交通災害保険料及び交通安全広報車の保険料、13節は高齢者の運転技能向上トレーニングアプリ2台分の使用料、18節は町交通安全推進協議会及び黒川地区交通安全推進連絡協議会への負担金、黒川地区交通安全協会町内7支部への活動助成金でございます。

次に、10目無線放送施設管理費につきましては、町内に設置しております防災行政無線機器の管理運営に要した経費でございます。10節は、防災無線子局及び再送信局の電気料及び防災行政無線等機器の修理代、11節は黒川消防本部との専用回線使用料、防災無線聞き逃しサービスの回線使用料、防災無線子局等の火災保険料でございます。

12節は防災行政無線の定期検査業務、同報系及び移動系の年間保守点検委託料、13節は長者館山再送信局管理用通路の土地借上料、18節は防災無線基地局、中継局の電波利用料でございます。

続きまして、11目女性行政推進事業費でございます。

説明書は40ページをお願いいたします。

男女共同参画社会の形成に向け、意識の高揚を図るため啓発活動等に要した経費でございます。

1節及び8節は男女共同参画推進審議会開催に係ります委員報酬及び費用弁償であります。決算書95ページ、96ページをお願いいたします。10節は事務用品及び男女共同参画推進審議会時のお茶代でございます。

次に、12目消費者行政推進事業費は、賢い消費者となるための講座開催や啓発事業のほか、消費生活相談員を配置し、消費生活に係る相談、特殊詐欺被害等の迅速かつ適切な処理を図るために要した経費でございます。

1節及び8節は、週1回の消費生活相談員1名分の報酬、費用弁償のほか、研修会出席に係ります旅費でございます。7節は消費生活講座開催時の講師謝礼、10節は消費生活啓発用品及び啓発用リーフレット作成に要した経費、18節は県市町村消費生活相談員連絡協議会への負担金でございます。

次に、13目諸費の総務課分といたしましては、表彰式に要した経費、人権相談、行政相談の開催並びに社会を明るくする運動、結婚相談、支援事業等に要した経費、危機対策室分といたしましては、防犯カメラの設置、管理に要した費用など防犯に関する経費でございます。

1節及び8節は、2回開催いたしました表彰審査委員会委員の報酬6万7,500円、費用弁償1万6,500円でございます。7節は町政功労者表彰式記念品、結婚相談アドバイザーへの謝礼、縁結び応援団研修会の講師謝礼、結婚支援事業での成婚者へのお祝い、仲人活動奨励金及び中学生人権作文コンテスト参加賞などに要した費用79万6,280円でございます。10節は表彰式に係る色紙代及び人権啓発、社明運動啓発用品購入等に要した経費、また食糧費は人権相談員の昼食、文化の日表彰等の茶菓代であります。こちらを合わせまして54万2,894円のほか防犯啓発用品、町内に設置しております防犯カメラの電気料金などでございます。決算書97ページ、98ページをお願いいたします。11節は表彰式に係ります郵便料金、全国町村会総合賠償保険料等282万9,625円、12節は縁結び応援事業費、法律相談業務の委託料291万6,100円、防犯カメラ保守点検業務の委託料73万2,000円、13節は縁結び応援団移動研修時の有料道

路通行料4,720円、14節は町内の通学路等に設置した防犯カメラ2基の設置工事費用でございます。18節は山岳遭難防止対策協議会大和支部外7団体への負担金62万3,025円、補助金につきましては町防犯協会への補助金89万6,000円、特殊詐欺対策電話機等購入補助金20件で12万7,000円、19節は犯罪被害者等支援事業費として1件10万円の支出となっております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長 (今野善行君)

財政課長佐々木克敏君。

財政課長 (佐々木克敏君)

では同じく97ページ、2款1項13目諸費のうち、財政課担当分につきましてご説明させていただきます。

説明書は43ページでございます。

13節土地借上料につきましては、宮床地区駐車場用地の借上料でございます。一つ飛びまして、18節は3つの財産区の特別会計から一般会計に繰入れを受けて地域団体への助成を行ったもの454万円及び集会施設修繕等事業費として4地区合わせまして175万円、コミュニティー施設補助といたしまして地区集会施設改修補助金を5地区合わせまして817万円を交付したものでございます。

以上でございます。

議長 (今野善行君)

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長 (吉川裕幸君)

同じく13目、町民生活課分といたしまして、自衛官募集事務費及び空き家対策事務費でございます。

説明書に関しましては43ページをお願いいたします。

決算書97ページをお願いいたします。1節及び8節は空き家等対策協議会委員の報酬2万4,400円及び費用弁償6,000円でございます。10節はコピー料等でございます。97ページをお願いいたします。11節は郵便料、12節は空き家等利活用促進、生活環境保全を目的としました空き家等実態調査の委託料354万2,000円でございます。13節は

空き家等の情報をデータベース化し、令和7年度から関係各課での情報連携、業務への活用等を目的としました地図情報システムの導入経費に係りますシステム利用料39万6,000円でございます。18節は自衛隊家族会への補助金3万円でございます。

以上でございます。

議長 (今野善行君)

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 (江本篤夫君)

続きまして、同じく諸費の都市建設課所管分、防犯灯についてご説明いたします。

決算書につきましては95、96ページをお願いをいたします。併せて主要な施策の成果に関する説明書につきましては、40ページ下段分をお願いをいたします。

10節につきましては、防犯灯に係る光熱水費及び修繕料で、年度末の防犯灯数2,706基分の電気料並びに機器の不具合等により故障した防犯灯55か所の修繕のほか、LED灯具への交換385か所に要した費用でございます。決算書97、98ページをお願いをいたします。14節につきましては、行政区長等からの要望により新設しました54灯の設置に要しました費用でございます。

防犯灯分につきましては以上でございます。よろしくお願いいいたします。

議長 (今野善行君)

税務課長青木 朋君。

税務課長 (青木 朋君)

続きまして、2項徴税費でございます。

説明書につきましては、44ページから48ページになります。

また、令和6年度の町税の課税状況につきましては、説明書19ページから24ページに記載をさせていただいておりますので、併せてご参照をお願いいたします。

それでは決算書97ページ、98ページをお願いいたします。

1目税務総務費につきましては、税務事務一般に要した費用でございます。1節は固定資産評価審査委員会に係る費用でございましたが、令和6年度における審査申出はございませんでしたので、未支出となっております。決算書99ページ、100ページをお願いいたします。8節は税制改正に伴い、税証明のコンビニ交付実施試験のため

の職員の出張旅費でございます。10節消耗品費は、コピーデザイン代や参考図書購入、追録代として、印刷製本費は各種証明書用紙の印刷に要した費用でございます。11節はコンビニ交付証明書に係る手数料でございます。18節負担金は、仙台北税務署管内地区税務協議会、財団法人資産評価システム研究センター及び宮城県軽自動車等運営協議会への負担金として、補助金は大和町納税貯蓄組合連合会及び宮城県たばこ販売協同組合、女性部黒川支部への補助金でございます。

続きまして、2目賦課徴収費につきましては、町民税、固定資産税、軽自動車税等の課税事務及び徴収業務に要した費用でございます。2節、3節及び4節は定額減税補足給付金事務に係ります職員の時間外勤務手当及び収納事務1名、課税事務6名の会計年度任用職員に係る給料、通勤手当、期末勤勉手当及び社会保険料等の人工費でございます。7節賞賜金は、納税に関するポスターコンクール応募者への記念品及び退任納税組合長への感謝状等に係る費用、報奨金は納税貯蓄組合67組合に対します完納報奨金、10節消耗品費は賦課徴収に係る事務用品購入等費用、燃料費は公用車のガソリン代、印刷製本費は納税通知書等の印刷代、修繕料は公用車の点検時の車両整備等に要した費用でございます。決算書101ページ、102ページをお願いいたします。11節通信運搬費は還付通知等のはがき等購入及び固定資産税、現地調査用タブレット端末の通信料として、手数料はコンビニ収納、預金調査、口座振替、不動産登記簿交付手数料等、自動車損害保険料は公用車の損害保険料でございます。12節委託料は、令和9年度の評価替えに向けた固定資産土地評価支援業務をはじめ、定額減税補足給付金システム導入業務や、軽自動車税関係手続電子化対応に伴うシステムの改修業務など、町税の課税及び収納に係る業務委託並びにシステム保守に要した費用でございます。13節機械借上料は確定申告支援システム、固定資産管理システムなどの借上料、システム利用料は滞納管理システム及び地方税電子申告支援サービスe-LTAX対応、国税連携システムサービスに係る費用でございます。18節は電子申告等に係る負担金、19節は国の物価高への支援策として対処、再給付した定額減税補足給付金でございます。22節は町民税、固定資産税、軽自動車税等の税額修正等によります還付金及び還付加算金でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 (今野善行君)

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長 (吉川裕幸君)

続きまして、3項1目戸籍住民基本台帳費でございます。

説明書は48ページから51ページをお願いいたします。

戸籍住民基本台帳事務、マイナンバーカード推進、コンビニ交付事務に要する費用でございます。

1節及び決算書103ページをお願いいたします。8節はパートタイム会計年度任用職員の報酬、通勤手当及びコンビニ交付動作確認試験に係ります職員旅費でございます。10節は事務用品、参考図書、コピー料等の消耗品代及び各種申請書、証明書、印鑑登録証等の印刷代でございます。11節はファクス回線使用料、郵送料、コンビニ交付に係ります手数料でございます。12節は戸籍住民票等コンビニ交付システムに係ります保守点検、令和7年度から制度開始されました氏名の振り仮名法制化に係ります住民基本台帳戸籍附票システムの各種システム改修業務等の委託料でございます。13節は戸籍システム及びマイナンバーカード等裏面プリンター借上料でございます。17節はマイナンバーカード申請用タブレット購入代でございます。決算書105ページをお願いいたします。18節はコンビニ交付に係ります運営負担金でございます。

以上でございます。

議 長 (今野善行君)

ここで暫時休憩します。

再開は午後1時からといたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

議 長 (今野善行君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長児玉安弘君。

総務課長兼危機対策室長 (児玉安弘君)

それでは午後もよろしくお願ひいたします。

決算書105ページをお願いいたします。

4 項選挙費でございます。選挙管理委員会の開催、選挙啓発及び各種選挙に要した費用のほか、令和6年度は10月に衆議院議員選挙が執行されたところでございます。

説明書は51ページをお願いいたします。

初めに、1目選挙管理委員会費の1節及び8節は、委員4人の報酬及び費用弁償、10節は参考図書代でございます。12節は投票管理システムの保守料。

次に、2目選挙啓発費です。選挙に関する啓発といたしまして、選挙ポスター・コンクールを実施したものであります。7節は、選挙啓発用ポスター・コンクールの記念品代。

続きまして、3目衆議院議員選挙執行費でございます。令和6年10月27日執行の衆議院議員選挙に要した費用でございます。小選挙区でございますが、当日有権者数が2万2,981人、投票率は51.12%でございます。1節は選挙管理委員会委員及び投開票管理者立会人の報酬、2節はフルタイム会計年度任用職員の給料、3節は選挙管理委員会書記及び投開票事務に従事した職員の時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当でございます。決算書107、108ページをお願いいたします。同じく3節でフルタイム会計年度任用職員の通勤手当、時間外勤務手当でございます。7節は選挙公報配布賃金及びポスター掲示場設置謝礼、8節は報酬と同様の選挙管理委員会委員、投開票管理者立会人の費用弁償でございます。10節は期日前投票、投票日当日の投票管理者立会人及び選挙事務従事者の夕食代、入場券、選挙啓発チラシ印刷代、その他事務用品代でございます。11節は選挙入場券送付の郵送料、臨時電話設置に係る電話料、投票用紙計数機の点検料でございます。12節は選挙ポスター掲示場設置管理撤去業務、選挙開票所備品設置撤去業務、投票用紙読み取り分類機設定保守業務及び宮床第2投票所シート設置撤去業務の委託料でございます。13節は投票所借上料、個人演説会用施設使用料、投票所から開票所までの投票管理者立会人、投票箱等の移送のためのタクシー借上料でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長 (今野善行君)

まちづくり政策課長遠藤秀一君。

まちづくり政策課長 (遠藤秀一君)

続きまして、5項1目統計調査費でございます。

成果に関する説明書につきましては52ページをお願いいたします。

統計調査費につきましては、令和6年度は5年に1度に2月1日を基準として実施されます2025農林業センサスのほか、町統計調査員協議会運営等に要しました費用でございます。

1節は、農林業センサスの調査員等に係ります報酬でございます。3節は各種統計調査事務に従事した職員の時間外手当でございます。8節費用弁償は統計調査員に係るもの、10節事務消耗品のほか、調査実施に当たります各調査員に配布する事務用品、食糧費につきましては調査員を対象とした事務説明会の際のお茶代等に要したものでございます。11節は郵便料及び調査員等の通信運搬費でございます。18節は県統計協会への負担金及び大和町統計調査員協議会への運営費補助金でございます。

以上でございます。

議長 (今野善行君)

総務課長児玉安弘君。

総務課長兼危機対策室長 (児玉安弘君)

続きまして、109、110ページをお願いします。

6項1目監査委員費でございます。

説明書は52ページをお願いいたします。

監査委員費につきましては、毎月の例月出納検査、隨時監査、定期監査、各種会計の決算審査、財政援助団体等の監査及び審査の実施に係る費用で、監査委員2名の報酬、職員1名人件費、各種会計の監査等に要します経費でございます。

1節及び8節は、監査、審査等の実施に伴います報酬及び費用弁償、監査委員が参加しましたセミナー及び視察研修などの旅費、10節は参考図書及び事務用品などの消耗品、18節は宮城黒川地方町村会監査委員協議会への負担金でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長 (今野善行君)

福祉課長早坂 基君。

福祉課長 (早坂 基君)

続きまして、3款民生費でございます。

1項1目社会福祉総務費につきましては、大和町社会福祉協議会、民生委員、児童

委員協議会等への支援、生活保護等事務費、住民税非課税世帯への給付金事業及び国民健康保険事業勘定特別会計への繰り出し等に要した費用でございます。

主要な施策の成果に関する説明書53ページから併せてご参照をお願いいたします。

決算書111、112ページをお願いいたします。

7節は地域福祉推進事業研修会講師謝礼及び地域福祉計画推進協議会委員への謝礼でございます。8節は地域福祉推進事業研修会講師の旅費でございます。10節は事務用品及びコピーマシン等に要した消耗品費、公用車の燃料代、地域福祉計画推進協議会開催時のお茶代、印刷製本費は非課税世帯等生活支援給付金用の封筒印刷代でございます。修繕料は公用車の車検、修理代でございます。11節の通信運搬費は執務室外業務用ファクス送信時の通信料金、非課税世帯給付金に係る対象者への郵便料でございます。手数料は、公用車の車検手数料、給付金の振込手数料及び身寄りのない方が亡くなった際の検案書代、自動車損害保険料は公用車の車検時の自賠責保険料と共に済分担金でございます。12節は墓地埋葬法第9条に係る火葬業務、セラピー広場の管理業務、非課税世帯支援給付金のシステム導入業務に係ります委託料でございます。なお、縢越明許費につきましては、給付金に係ります郵便料と振込手数料、それからシステム導入に係ります委託料でございます。113、114ページをお願いいたします。18節は大和町社会福祉協議会、民生委員、児童委員協議会、ボランティアセンターへの補助金でございます。19節は非課税世帯生活支援給付金及び火事見舞金や行旅困窮者旅費の一時扶助に要した費用でございます。縢越明許費につきましては給付金に係ります扶助費でございます。24節は長寿社会対策基金への基金利子分の積立てでございます。26節は公用車の車検時に要しました自動車重量税でございます。27節は国民健康保険事業勘定特別会計への繰出金でございます。

2目老人福祉費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては54ページからとなります。

老人福祉費は、となりぐみ生きサロン事業、老人クラブ活動事業、シルバー人材センターへの支援事業、敬老事業、高齢者への生活支援事業、老人保護措置事業、高齢者外出支援事業等に要した費用でございます。

7節は不明者訪問時の謝礼及び令和6年度におきまして満100歳になられた方への記念品代等でございます。10節は敬老事業に係ります事務用品、敬老事業見直し会議時のお茶代、高齢者タクシー利用助成券の印刷代等でございます。11節は敬老会案内や高齢者タクシー券などの郵便代及び敬老祝金の振込手数料やサブローカードの発行手数料でございます。12節は在宅の高齢者等を対象とした寝具乾燥消毒サー

ビス事業、軽度生活支援事業及びフレイル検診等に要した委託料でございます。18節は負担金といたしまして、宮城県シルバー人材センターへの協賛会費、黒川行政事務組合への老人ホーム入所判定委員会経費、サブローカードに係る仙台市交通局への負担金でございます。補助金といたしましては、各地区で実施しておりますとなりぐみ活き生きサロン事業への補助金、大和町シルバー人材センター、老人クラブへの補助金、敬老会を実施する地区への補助金でございます。19節は80歳以上の方への敬老祝金及び満100歳の方に対する特別敬老祝金、介護用品購入助成費、115、116ページをお願いいたします。養護老人ホーム等入所者の保護措置費用、高齢者タクシーの利用助成費用でございます。22節は令和5年度介護保険低所得者利用者の負担軽減対策事業補助金及び高齢者保健福祉関係事業費補助金の確定による償還金でございます。27節は介護保険事業勘定特別会計への町の介護給付費等法定負担分及び人件費等を繰り出したものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（今野善行君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長（吉川裕幸君）

続きまして、3目国民年金費でございます。

国民年金に係ります進達事務等に要した費用でございます。

説明書は57ページをお願いいたします。

10節は事務用品、参考図書代等でございます。11節は郵便料でございます。

以上でございます。

議長（今野善行君）

福祉課長早坂基君。

福祉課長（早坂基君）

続きまして、4目障害者福祉費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては57ページからとなります。

障害者福祉費は障害者総合支援法によります自立支援に関する各種サービスの提供、自立した生活並びに社会参加を促進するとともに、家族等の負担軽減を図るためサー

ビス提供に要した費用でございます。

1節、3節、4節は事務補助員として採用しておりますパートタイム会計年度任用職員に要します人件費でございます。117、118ページをお願いいたします。7節は障害支援区分認定調査員並びに障害者福祉計画推進協議会開催時の委員などに対する謝金でございます。8節は障害支援区分認定調査員への旅費でございます。10節は、障害福祉サービス受給者証代、コピー料金などの事務用品代、障害者福祉計画推進会議時のお茶代、福祉タクシー利用助成券、心身障害者医療費助成受給者証、障害福祉サービスガイドブック作成などに係ります印刷代でございます。11節は、各サービス決定時の郵便料及び医師意見書作成代や国保連合会に対します審査手数料、更生医療、育成医療レセプト支払事務手数料等に要しました費用でございます。12節は、町社会福祉協議会への地域活動支援センター運営業務、県社協への障害者等基本相談、基幹相談事業、各種地域生活支援事業、障害者等緊急時支援体制整備事業、障害福祉システム改修などに要した委託料でございます。13節は障害福祉システム賃借料に係ります使用料でございます。18節は、負担金といたしまして黒川行政事務組合への障害支援区分認定審査経費でございます。補助金といたしましては、大和町手をつなぐ育成会などへの助成の経費でございます。19節は心身障害者医療費助成、119、120ページをお願いいたします。障害者総合支援法に基づきまして、身体、知的、精神の3障害及び障害児への自立支援給付、地域生活支援事業、福祉タクシー助成事業などの生活支援に要した経費でございます。21節は、障害者等緊急時支援体制整備事業に係る消費税の延滞税でございます。22節は令和5年度宮城県療養介護医療費等負担金及び宮城県自立支援医療費負担金の額の確定による県に対する返還金でございます。

続きまして、5目ひだまりの丘管理費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては61ページからになります。

ひだまりの丘管理費につきましては、保健福祉総合センターの維持管理費等に要した費用でございます。

10節は事務用品や施設維持管理に要する物品及び融雪剤等の購入費用でございます。燃料費、光熱水費は、センターの維持管理に要しました重油、灯油の燃料、電気及び水道料金の費用でございます。印刷製本費はひだまりの丘の使用申請の印刷代、修繕料はセンターの冷房送風機のVベルトの交換、浴槽、ろ過設備の水漏れ、公園内の下水ます内の石詰まりの除去、冷温水発生器の老朽化によります伝熱管の空気漏れ等の修繕に要した費用でございます。11節は、センター内の電話料、受水槽の水質検査、食堂のグリストラップの清掃及びセンターの火災保険料に要した費用でございます。

12節は公園内の除草剤散布及び敷地内の剪定、除草作業、除雪作業及び施設維持管理業務、警備業務などの業務の委託料でございます。繰越明許費につきましては、ひだまりの丘改修工事に伴います実施設計業務に係るものでございます。13節はセンター内にあります食堂の業務用食洗器洗浄と1階ホールに設置しておりますA E Dの機器のリース料及びNHK放送受信料の徴収料でございます。121、122ページをお願いいたします。14節は、センター敷地西側の雨水側溝の蓋交換工事に要しました経費でございます。18節は黒川地区防火管理協議会及び危険物安全協会への会費でございます。

以上でございます。よろしくお願いいいたします。

議長（今野善行君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長（吉川裕幸君）

続きまして、6目後期高齢者福祉総務費でございます。後期高齢者医療事務に要した費用でございます。

説明書は61ページをお願いいたします。

18節は県後期高齢者医療広域連合への負担金、27節は後期高齢者医療特別会計への繰出金でございます。

以上でございます。

議長（今野善行君）

子ども家庭課長小野政則君。

子ども家庭課長兼こども家庭センター長（小野政則君）

続きまして、2項1目児童福祉総務費でございます。

説明書につきましては、61ページから62ページを併せてご参照願います。

児童福祉総務費のうち子ども家庭課所管分についてご説明いたします。

児童福祉総務費につきましては、児童遊園等管理、幼児ことばの教室、あんしん子育て医療費助成、子ども虐待防止推進、児童扶養手当の支給、未熟児養育医療給付、子ども・子育て支援対策、児童支援センターに要した費用でございます。

1節は子ども・子育て会議委員への報酬と事務補助員のパートタイム会計年度任用職員に要した費用でございます。決算書123ページ、124ページをお願いいたします。

7節は、未就学児童を対象とした幼児ことばの教室の指導者への謝礼及び虐待防止対策地域連絡協議会委員への報奨金でございます。8節は子ども・子育て会議委員の費用弁償、研修に係る旅費及び会計年度任用職員の通勤手当でございます。10節は事務用消耗品、公用車の燃料費、子ども・子育て会議の際のお茶代、子育て情報紙の印刷代、児童遊園の光熱水費と修繕料等でございます。11節はあんしん子育て医療費助成及び児童扶養手当事務に係る郵便料、児童支援センターの電話代、給付金振込手数料、車検の際の印紙、児童遊園の水道開栓手数料、公用車の損害保険、自賠責保険、児童支援センターの施設賠償保険でございます。12節は児童支援センター運営業務委託及びあんしん子育て医療費給付、未熟児医療給付の審査及び支払い事務の委託、第3期子ども・子育て支援事業計画に係る策定に要した費用、児童遊園の管理委託、遊具点検、除草、樹木伐採作業等の施設管理に係る業務の委託に要した費用でございます。決算書125ページ、126ページをお願いいたします。13節は、児童福祉担当者の研修会の際の有料道路通行料でございます。19節はあんしん子育て医療、未熟児養育医療費の助成でございます。22節は令和5年度分未熟児養育医療費負担金、新型コロナセーフティネット強化交付金の額確定によります返還金でございます。26節は公用車車検時に係る自動車重量税でございます。

以上となります。

議長 (今野善行君)

福祉課長早坂 基君。

福祉課長 (早坂 基君)

ただいま3款2項1目児童福祉総務費につきまして説明をいたしましたが、同科目内の特別児童扶養手当事務費に係ります部分につきまして、福祉課のほうから説明をさせていただきます。

決算書123、124ページをお願いいたします。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては、62ページとなります。お願いいいたします。

10節は、特別児童扶養手当に係る事務用品代及び各種通知に係ります封筒の印刷代、11節は支給決定通知等に係ります郵便料、125、126ページをお願いいたします。22節は事務取扱交付金の精算、確定に伴います返納金でございます。

以上でございます。よろしくお願いいいたします。

議 長 (今野善行君)

子ども家庭課長小野政則君。

子ども家庭課長兼こども家庭センター長 (小野政則君)

続きまして、2目児童措置費でございます。

説明書につきましては、63ページをご参照願います。

児童措置費につきましては、児童手当の支給、第3子以降育児支援、出産・子育て応援交付金に要した費用でございます。

1節及び8節は、児童手当支給に係る事務補助のパートタイム会計年度任用職員の報酬及び通勤手当でございます。10節は事務用消耗品、事務参考図書等の購入、児童手当発送用封筒等の印刷製本費でございます。11節は、児童手当関係の通知に要した郵便料、たいわあんしん出産・子育て応援ギフトに係る口座振込手数料となります。

13節は児童手当システムの賃借料でございます。18節は、たいわあんしん出産・子育て応援ギフトとして、妊婦180人、新生児165人にそれぞれ10万円を支給したものでございます。19節は、児童手当等の支給並びに第3子以降育児応援給付金として、出産祝金10万円を33人へ、小学校入学祝金5万円を37人へ、中学校入学祝金5万円を29人へ支給したものでございます。22節につきましては、令和4年度出産・子育て応援交付金について額確定に伴います返還金となります。

決算書127ページ、128ページをお願いいたします。併せて説明書63ページをご参照願います。

3目母子福祉費でございます。

母子福祉費につきましては、母子・父子家庭医療費助成及び母子福祉対策に要した費用でございます。

10節は事務用消耗品の購入代でございます。11節は医療費助成に係る通知の郵送料、口座振込に係る手数料でございます。12節は受給者証の年次更新事務に係る費用でございます。18節は大和町母子福祉会への運営事業費補助でございます。19節につきましては母子・父子家庭医療費の助成を行ったものでございます。

続きまして、4目保育所費でございます。

説明書につきましては63ページから67ページを併せてご参照願います。

保育所費につきましては、保育所管理費、私立保育園及び認定こども園の運営費用、特別保育事業、障害児保育事業等への補助金並びにもみじヶ丘保育所の運営、子育て

のための施設等利用給付、病後児保育事業に要した費用でございます。

1節はもみじヶ丘保育所嘱託医の小児科医と歯科医師への報酬、もみじヶ丘保育所における保育士、用務員に係りますパートタイム会計年度任用職員の報酬でございます。決算書129ページ、130ページをお願いいたします。7節は、もみじヶ丘保育所における入所、退所、運動会の際の記念品、賞品等の購入並びに保育所入所選考委員会委員と保育所内研修の際の講師への謝金でございます。8節は、研修の際の講師への費用弁償、保育所職員の研修旅費、パートタイム会計年度任用職員の通勤手当でございます。10節につきましては、保育業務、もみじヶ丘保育所及び病後児保育に係るもので、消耗品につきましてはコピーディー、保育材料費、事務用消耗品、燃料費につきましてはガス代、灯油代、食糧費につきましては来客用のお茶代、印刷製本につきましては卒業文集、保育所利用申込等の印刷製本、光熱費につきましては電気代、水道代、修繕費につきましては照明、エアコン、排水管漏水等の小破修繕料、賄い材料代としましてもみじヶ丘保育所の給食の賄い材料の購入に要した費用でございます。11節についても、もみじヶ丘保育所と病後児保育施設関係で、通信運搬費につきましては郵便料、電話料でございます。手数料につきましては保育所の汚水管の清掃、職員の衛生検査手数料、保育料等の口座振込に係る手数料、コンビニ納付に係る手数料でございます。火災保険については、それぞれの火災保険料でございます。保険料につきましては、病後児保育施設に係る施設賠償と傷害保険料でございます。12節は、私立保育園への運営委託費、もみじヶ丘保育所の給食調理、清掃、警備業務、消防設備の点検、長寿命化改修工事基本設計業務委託、病後児保育室の運営委託、警備業務、保育システムの改修及び保守に係る委託の経費でございます。13節は、もみじヶ丘保育所のAED、印刷機、ICT関連機器、給食室の冷蔵庫等のリース料、病後児保育室のAED及び券売機のリース料、子ども・子育て支援システムの賃借料、保育所遠足での車借上げ、有料駐車場の利用料、遠足引率時の入場料、清掃用具のレンタル料でございます。決算書131ページ、132ページをお願いいたします。17節は、もみじヶ丘保育所の保育用具の購入、給食調理用用具の購入、病後児保育保育用具の購入経費でございます。18節のうち負担金につきましては、認定こども園、小規模保育事業、事業利用者への施設型給付費、幼児教育保育の無償化に伴う施設利用費及び各種協議会への負担金でございます。補助金につきましては、企業主導型保育事業を利用した保護者に対して利用料の補助を行ったもののほか、一時預かり、延長保育、地域子育て支援拠点事業への特別保育事業並びに障害児保育などに係る運営費の一部を私立保育園、認定こども園に補助をしたものでございます。21節につきましては、令和4年度子育

てのための施設等利用給付交付金納入遅延に係る延滞金となったものでございます。
22節は、令和5年度子ども・子育て支援交付金及び子育てのための施設等利用給付交付金等の精算確定によります国・県への補助金の返還でございます。

続きまして、5目児童館費でございます。

説明書につきましては68ページ、69ページを併せてご参照願います。

児童館費につきましては、7つの児童館と放課後児童クラブ1館の管理運営業務に要した費用でございます。

1節は、7児童館運営協議会委員への報酬とパートタイム会計年度任用職員に係る費用でございます。決算書133ページ、134ページをお願いいたします。7節は児童館事業に係る謝礼や放課後児童クラブ職員研修に係る講師謝金でございます。8節は、児童館運営協議会委員への費用弁償、児童館職員の研修受講の際の旅費、会計年度任用職員の通勤手当でございます。10節は、事務用消耗品の購入、燃料費としてガス代、灯油代、食糧費としましては来客用のお茶代、口座振替依頼書の印刷代、光熱水費としまして電気水道代、施設の小破修繕に要した費用でございます。11節は通信運搬費として電話料、郵便料、手数料として落合児童館への児童厚生員派遣手数料、放課後児童クラブ利用料の口座振替手数料、ピアノ調律代、衛生検査手数料、施設の火災保険、施設賠償責任保険でございます。12節は、業務委託としまして吉岡児童館、宮床児童館、もみじヶ丘児童館、杜の丘児童館、よしおか放課後児童クラブの5つの施設に係る運営業務、学童保育システム保守、施工監理業務としてはもみじヶ丘児童館長寿命化改修工事施工監理業務、施設管理としましてはエアコン点検清掃業務、自動ドア点検、床暖房システム点検、各児童館消防施設点検、警備等に係る業務委託でございます。13節は各児童館のAED、ICT器具、印刷機、清掃用具及び放課後児童クラブシステムの賃借料並びに児童館職員研修時の駐車料金でございます。14節は、もみじヶ丘児童館長寿命化に係る改修工事でございます。決算書135ページ、136ページをお願いいたします。17節はよしおか放課後児童クラブの座卓、児童館事業に係る遊具と吉岡児童館においてプリンター、デジカメの更新に要した費用でございます。18節は、宮城県児童館連絡協議会及び防火管理協議会への負担金、補助金につきましては、児童館母親クラブと民営の放課後児童クラブ運営に係る補助と放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善補助に対する補助金でございます。22節につきましては、令和5年度の補助金確定に伴います償還金となります。

次に、6目子育て世帯生活臨時応援事業でございます。

説明書につきましては69ページを併せてご参照願います。

18節子育て世帯生活臨時応援給付金としまして、令和6年度に交付決定しました対象者12名に対し、児童1人当たり1万円の給付金の支給を行ったものであります。
以上でございます。

議長（今野善行君）

福祉課長早坂 基君。

福祉課長（早坂 基君）

続きまして、3項1目災害救助費でございます。

災害救助費は、災害で被災した世帯に対する生活再建を図るために要した費用でございます。

18節は、令和4年福島県沖地震で被災した世帯の住宅再建をするための加算支援金を予算措置しておりましたが、申請がなかったことから支出はございませんでした。

以上でございます。よろしくお願いします。

議長（今野善行君）

健康推進課長大友 徹君。

健康推進課長（大友 徹君）

続きまして、4款1項1目保健衛生総務費でございます。

保健衛生総務費につきましては、母子保健、乳幼児各種健診、出産祝品贈呈、不妊検査費・治療費の助成、精神保健、健康づくり、栄養改善、献血、自死予防対策の各事業に要しました費用及び黒川地域行政事務組合の負担金、水道事業、下水道事業への出資、繰出金の費用でございます。

主要な施策の成果に関する説明書は70ページから77ページにかけてとなりますので、併せてご参照をお願いをいたします。

1節は健康づくり推進協議会、自死予防対策連絡協議会の委員報酬及び乳幼児健診等の各事業に従事いたしました保健師をはじめ各種専門職の会計年度任用職員に対する報酬でございます。

決算書137、138ページをお願いをいたします。

ページ中段になります7節報償金は、保健推進員74名の報償、乳幼児の各種健診、マタニティ・セミナー、新生児訪問指導の事業に従事していただいた医師、歯科医師、

助産師等への支払い、保健推進員研修会、食生活改善推進員養成講座、離乳食セミナー、ひきこもり居場所支援事業などに参加していただいております講師の謝礼、メンタルヘルス相談員、託児にご協力いただいた子育てサポーターに対する謝礼でございます。賞賜金は、出産祝品贈呈事業の絵本の購入費用、健康づくり実践者表彰の受賞者及び献血にご協力いただいた方への記念品に要した費用でございます。8節は健康づくり推進協議会、自死予防対策連絡協議会会議開催時の委員費用弁償、愛知県で開催されました公衆衛生看護学会学術集会の保健職である職員の参加旅費、会計年度任用職員の通勤手当でございます。10節は健康づくり各事業、新生児訪問、乳幼児健診、各種検診時の事務用品、衛生用品の購入費用、各種啓発パンフレット、調理実習の材料代、各種会議のお茶代のほか、母子手帳の別冊母子保健事業の予定表などの印刷費用、公用車の燃料代、車検整備代でございます。11節は携帯電話料金、各種検診等の通知に要しました郵便料金、検診で使用したタオル類のクリーニング代、公用車の自賠責保険料及び保健推進員が加入いたします傷害保険料などに要した費用でございます。決算書139、140ページをお願いをいたします。12節は休日の在宅当番医事業、乳幼児・妊婦・産婦の各健康診査、マタニティ・セミナー、母子健康手帳アプリの運用保守業務、新生児聴覚検査業務、産後ケア事業などの業務委託費、さらには健康増進計画、自死予防対策プランの策定業務などの委託料でございます。13節は健康管理システム機器のリース料及びシステムの利用料、出張の際の高速道路料金、駐車料金でございます。17節は心理相談事業で使用いたします知能検査用具の購入に要した費用でございます。18節は黒川地域行政事務組合の黒川病院及び黒川浄斎場の運営に係る負担金、聴覚検査機器の保守点検費用の負担金、産後ケア事業の受皿となります病院、助産院に対する県補助事業の負担金、公衆衛生看護学会学術集会の参加費負担金、宮城県精神保健福祉協会の会費等でございます。また補助金につきましては、町の保健推進委員会及び食生活改善推進委員会の活動補助金でございます。19節は里帰り先で受けた妊婦・産婦健康診査費用及び新生児聴覚検査費用の償還払い助成、住民税非課税世帯の方が産科を受診した際の初回分の受診料に対する助成、令和6年8月から開始いたしました不妊検査及び保険適用外となります先進の不妊治療に対する費用の助成事業に要した費用でございます。22節は令和5年度の母子保健衛生費国庫補助金の確定に伴う返還金でございます。23節は水道事業会計及び下水道事業会計の出資金でございます。26節は公用車の自動車重量税でございます。27節は水道事業会計及び下水道事業会計の繰出金でございます。

続きまして、2目予防費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては、78ページから82ページにかけてとなりますので併せてご参照願います。

予防費につきましては感染症の予防、予防接種、健康診査、各種がん検診、健康教育相談事業、訪問指導、医療用ウィッグ等の購入費助成、新型コロナワクチン接種事業に要する費用でございます。

1節は健診健康相談、訪問指導などの事業に従事いたしました保健師、看護師等の専門職の会計年度任用職員並びに予防接種健康被害調査委員会委員に対する報酬でございます。決算書141、142ページをお願いをいたします。7節は健康管理アプリ導入に係ります企画提案審査会を開催した際に出席していただきました外部委員3名に対する謝礼でございます。8節は予防接種健康被害調査委員会の委員費用弁償及び各事業に従事した会計年度任用職員の通勤手当でございます。10節は予防接種健康教育健診等の事業の事務用品、教材、パンフレットなどの啓発物品の購入代、予防接種券、予診票、各健診の受診票、受診勧奨の通知、発送などに要した印刷等の費用でございます。11節は各種健診の受診票、がん検診無料クーポン、検診結果通知発送に要した郵便料金でございます。12節は結核検診、各種予防接種、30代・後期高齢者に対する健康診査、各種がん検診、歯周病検診、脳検診等の業務及び健康づくり事業の講師派遣などの業務委託料並びに令和5年度からの繰越し分といたしまして新型コロナワクチンの接種業務及びその廃棄物処理業務に要した費用でございます。13節は職員出張時の有料駐車場の使用料でございます。19節は里帰り先で受けた乳幼児の予防接種費用の償還払い助成、医療養ウィッグ・乳房補正具の購入費用の助成、帯状疱疹・おたふくかぜ予防接種に対する助成事業に要した費用でございます。22節は令和5年度の感染症予防事業費国庫補助金、新型コロナワクチン接種対策国庫負担金補助金のそれぞれ確定に伴います返還金でございます。

2目予防費は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長（吉川裕幸君）

続きまして、3目環境衛生費でございます。

環境美化推進、不法投棄防止、公衆衛生活動、環境計画推進、公害対策、狂犬病予防等の事業に要した費用でございます。

説明書は82ページから85ページをお願いいたします。

1節は環境審議会委員の報酬でございます。決算書143ページをお願いいたします。
7節は環境美化推進員の謝金及び環境保全標語募集に係ります記念品代でございます。
8節は環境審議会委員の費用弁償及び職員研修旅費でございます。10節は事務用品代、
コピー料、防疫薬剤代、狂犬病予防注射済票代、公用車燃料代、環境基本計画印刷代、
臨時粗大ごみ回収周知チラシ印刷代、不法投棄監視用カメラ電気料、防疫薬剤散布機
修繕費、公用車車検代でございます。11節は電話料、郵便料、公用車保険料等でござ
います。12節は不法投棄監視パトロール及び撤去作業、不法投棄ごみ処理、臨時粗大
ごみ運搬処理、河川水質検査、自動車騒音測定、狂犬病予防注射業務等に係ります委
託料でございます。13節は狂犬病予防注射会場借上料でございます。14節は不法投棄
監視用カメラ設置工事費でございます。17節は防疫薬剤散布機騒音測定計等の購入代
でございます。18節は町環境衛生組合連合会、黒川食品衛生協会大和支部への補助金
及びみやぎグリーン購入ネットワーク負担金でございます。決算書145ページをお願
いいたします。26節は公用車車検に係ります重量税でございます。

続きまして、2項1目廃棄物処理費でございます。

一般廃棄物処理事業、資源回収奨励事業、黒川地域行政事務組合負担金、環境美化
施設整備補助、宮床山田埋立場跡地の維持管理に要した費用でございます。

説明書は85ページから87ページをお願いいたします。

1節は廃棄物減量等推進審議会委員の報酬でございます。7節はストックヤードの
除草に係る謝金及び資源回収団体への資源回収奨励金でございます。8節は廃棄物減
量等推進審議会委員の費用弁償でございます。10節は事務用品、ごみ集積所看板代、
ごみ分別収集ネット代、会議時お茶代、ごみ収集計画表印刷代、廃棄物処理手数料納
入通知書等印刷代、集積所修繕料でございます。11節はコンテナ保管庫の火災保険料
でございます。12節は一般廃棄物収集運搬業務、動物死骸回収業務、宮床山田最終処
分場跡地の除草業務の委託料でございます。18節は黒川地域行政事務組合へのし尿処
理、ごみ処理、最終処分場の運営経費負担金及び地区クリーンステーション整備補助
金でございます。

以上でございます。

議長 (今野善行君)

農林振興課長阿部 晃君。

農林振興課長 (阿部 晃君)

引き続き、よろしくお願ひいたします。

決算書145、146ページをお願ひいたします。

5款1項1目農業委員会費でございます。

成果に関する説明書につきましては、88、89ページとなります。併せてご参照をお願ひいたします。

農業委員会活動及び農業者年金受託事務事業に要した経費でございます。

1節は農業委員10名、農地利用最適化推進委員14名の報酬でございます。決算書147、148ページをお願ひいたします。8節費用弁償は、農業委員等の総会出席、案件の現地調査の際の費用弁償、旅費は先進地視察研修及び職員随行分でございます。9節は農業委員会会長の交際費で、11節は郵便料金及び現地調査用タブレット端末の通信費でございます。12節は農地台帳システム保守料で、13節車借上料及び有料道路通行料は、農業委員等の先進地視察研修等の際に要した費用で、システム利用料は農地台帳システム現地調査用タブレットの利用料でございます。18節負担金は、宮城県農業会議、仙台地方及び黒川地域連合会、宮城県農業者年金協議会の負担金でございます。補助金は、大和町認定農業者連絡会への補助金でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 (今野善行君)

財政課長佐々木克敏君。

財政課長 (佐々木克敏君)

5款1項2目農業総務費のうち財政課分についてご説明申し上げます。

事業の概要につきましては、説明書の89ページをご参照願います。

財政課が所管しております町民研修センター、宮床基幹集落センター、吉田ふるさとセンター及び落合ふるさとセンターの設備管理、運営に要した経費でございます。

149ページをお願ひいたします。

主な支出でございますが、10節需用費につきまして、消耗品費は清掃用具等、燃料費はガス灯油代等、印刷製本費は施設使用許可申請書の印刷代、光熱水費は電気水道料金、修繕料は各施設の誘導灯やトイレの修繕等でございます。11節は電話料金、建設共済分担金、施設賠償保険料などでございます。12節業務委託料は、町民研修センターの窓口日直業務委託のほか、測量設計施工監理委託は、町民研修センター大規模

改修実施設計業務でございます。そのほか落合ふるさとセンター大規模改修工事施工監理業務、施設設備品管理委託は各施設の清掃業務、消防設備保守点検業務等であります。13節はA E Dリース料、N H K受信料、清掃用具借上料です。14節は落合ふるさとセンター大規模改修工事及び駐車場整備工事費です。17節は落合ふるさとセンターの備品及びエアコンの更新に係る事務費でございます。

財政課分は以上でございます。

議長 (今野善行君)

ここで暫時休憩します。

再開は午後2時5分といたします。

午後1時56分 休憩

午後2時05分 再開

議長 (今野善行君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

農林振興課長阿部 晃君。

農林振興課長 (阿部 晃君)

引き続き、よろしくお願ひいたします。

2目農業総務費のうち、農林振興課所管分をご説明申し上げます。

決算書149、150ページをお願いいたします。

成果に関する説明書につきましては89ページでございます。

農林振興課分につきましては、人件費、宮床ふれあい農園の管理運営と公用車の管理が主なものでございます。

10節は、主に宮床ふれあい農園の水道電気料、管理機の燃料代及び修理に要した費用でございます。11節自動車損害保険料は公用車自動車共済分担金、保険料は宮床ふれあい農園管理棟の建物災害共済分担金でございます。12節業務委託はふれあい農園の施設管理で、施設設備品管理委託もふれあい農園の合併処理浄化槽の維持管理清掃業務でございます。151、152ページをお願いいたします。18節は、公益社団法人みやぎ農業振興公社原種苗事業に係る負担金及び鳴瀬川水系さけます増殖協会への負担金で

ございます。

次に、3目農業振興費でございます。

成果に関する説明書につきましては89ページから91ページでございます。

農業の振興に要した経費でありますと、農業制度資金利子補給事業、水稻病害虫防除推進事業、農業用プラスチック適正処理推進事業、たいわ産業まつり事業、農業経営改善支援活動費、農地中間管理事業、多面的機能支払交付金事業、中山間地域振興事業、中山間地域等直接支払交付金事業、農地等環境保全対策事業、産直リース等事業及び有害鳥獣対策事業に要した費用でございます。

1節は鳥獣被害対策実施隊50名の報酬でございます。7節は認定農業者の農業経営改善計画審査のための農業経営改善相談支援チーム委員会議の際の報酬でございましたが、会議欠席となったため支出なしとなっております。8節は大和町認定農業者連絡会先進地視察研修に係る認定農業者12名及び随行員の旅費でございます。10節消耗品費は、イノシシ捕獲用くくりわな300基及び修理部品代等でございます。11節通信運搬費は、有害鳥獣対策の連絡用携帯電話の通信費用、自動車損害保険料は公用車自動車共済分担金でございます。17節機械器具費は、有害鳥獣対策としてイノシシ等捕獲箱わな10基を購入したものでございます。18節負担金は、全国及び東北支部の中山間地域活性化推進協議会、町有害鳥獣被害対策協議会への捕獲経費等の負担金、補助金は農業制度資金利子補給、黒川農作物病害虫防除推進協議会、黒川地域農業用廃プラスチック適正処理推進協議会、たいわ産業まつり実行委員会、新規就農者2名への経営確立支援補助、農地中間管理事業を活用したことによる農地集積助成、多面的機能支払交付金、中山間地域振興事業として緑の少年団等への補助、中山間地域等直接支払交付金事業として、難波地区及び金取北地区への補助、JA新みやぎを通しての野鼠駆除、産直リースハウス事業等でございます。また有害鳥獣対策事業として、個別に農家が設置する鳥獣被害侵入防止柵購入補助、狩猟免許新規取得及び更新に係る費用の一部助成、国の補助金を活用しましてイノシシ被害を防止するため、地区が共同で設置いたしました侵入防止柵の管理費等として、令和6年度は金取北地区7.4キロメートル、北目地区5.18キロメートルに対しまして、それぞれ1キロ当たり10万円の補助を行ったものでございます。

次に、4目畜産業費でございます。

成果に関する説明書につきましては92ページでございます。

町畜産振興協議会を通じて畜産農家への予防接種の支援、管内肉用牛の素牛に対する支援などを行ったものでございます。

18節負担金は町畜産振興協議会及び畜産協会の負担金、補助金は繁殖牛子牛自己共助事業及びJA新みやぎあさひな地区管内肥育素牛販売促進対策事業への補助金、さらに畜産農家が国際情勢の変化、円安や新型コロナウイルス感染症の影響等により配合飼料価格が高騰、高止まりし経営を圧迫していることから、肥育、繁殖及び酪農家に対しまして、頭数に応じた支援に要した費用でございます。24節は、肉用牛貸付事業運営基金の利子分を積み立てしたものでございます。

次に、5目農地費でございます。

151、152ページをお願いいたします。

成果に関する説明書につきましては、92、93ページになります。

農業用施設改修事業としての豊かなふる里保全整備事業、新最終処分場関連としての鶴巣地区農業環境整備事業、ため池安全施設設置事業、排水機場洪水調整事業、吉田地区農地整備事業事務費、土地改良施設維持管理適正化事業、吉田地区農地整備事業、田んぼダムの普及推進及び推進整備事業、農地及び農業用施設の改修を支援するため町単独事業としての農業環境整備事業に要した費用でございます。

7節はため池の除草作業を地区へ依頼した際の報償金、また県営嘉太神ため池整備事業の計画変更申請に伴う同意徴集作業等にご協力いただきました水利組合等への謝礼でございます。10節消耗品費は、ニジマス等稚魚放流代、田んぼダムを推進するための堰板購入費等でございます。修繕料は、直沢ため池フロート式バルブ修繕、農道及び農業用排水路の修繕に要した費用でございます。10節通信運搬費は、防災重点農業用ため池監視システムの通信料、保険料は、農業用取水堰、水路、ため池等の農業用施設の賠償責任保険料でございます。12節業務委託は、杜の丘ため池等の維持管理業務、吉田地区農地整備事業に係る沢渡地区の経営体育成促進換地等調整事業に要した費用で、測量設計、施工監理委託は新最終処分場関連での鶴巣幕柳地区のため池整備に係る調査測量設計業務、鶴巣鳥屋地区の耕作道整備用地測量業務、落合蒜袋地区的防災重点農業用ため池改修委託設計書作成及び調査測量設計業務、防災重点農業用ため池ハザードマップ作成業務に要した費用でございます。13節著作権使用料は建物物価版等の刊行物掲載単価データの利用料でございます。14節は県の補助事業、豊かなふる里保全整備事業を活用した宮床難波地区の農道の一部舗装、鶴巣大平地区及び小野地区のため池整備工事、新最終処分場関連での幕柳地区のため池改修工事、ため池安全施設設置工事を行ったものでございます。15節は農道補修用常温アスファルト合材及び敷砂利代等でございます。18節負担金は、吉田川流域溜池大和町外3市3ケ町村組合及び大衡村外一町牛野ダム管理組合、宮城県土地改良事業団体联合会、吉田

川流域国営土地改良事業促進協議会、県営土地改良事業での吉田、金取北地区、沢渡地区の農地整備事業負担金、新最終処分場関連、鶴巣地区農業環境整備事業負担金で、補助金は大和町土地改良区への排水機場洪水調整事業及び吉田地区農地整備事業事務費補助、土地改良施設維持管理適正化のための排水機場補修費の補助、許可整理権を取得した水利組合への取水量報告等の管理経費の補助、田んぼダムを推進するための畦畔整備費の補助、農業環境整備事業として農家などが行った農地及び農業用施設の改修整備に対しまして補助を行ったものでございます。23節及び27節は農業集落排水事業分の会計間の調整として、下水道事業会計への出資金及び繰出金でございます。

155ページ、156ページをお願いいたします。

次に、6目水田農業対策費でございます。

成果に関する説明書につきましては、94、95ページでございます。

国の経営所得安定対策に基づく町、水田農業ビジョンに沿った米づくり及び転作推進に要した費用等でございます。

7節は転作現地確認調査の立会い及び地域計画検討会議委員の謝礼でございます。

8節旅費は水田農業先進地視察研修のため、区長等参加者17名及び随行職員の旅費でございます。12節業務委託は、経営所得安定対策支援システムの保守、13節機械借上料は、経営所得安定対策支援システムの賃借料、車借上料は、転作現地確認の際の車借上料及び先進地視察研修バス借上料でございます。18節補助金は、町地域水田農業推進協議会への助成として、水田農業構造改革対策支援事業、集落内での転作の話合い経費として49組合に水田農業ビジョン推進事業補助金、集団営農用機械整備事業等といたしまして7経営体に対しまして転作用機械補助、国の補助事業を活用して、環境保全米に対する取組補助に要した費用でございます。

次に、2項林業費1目林業振興費でございます。

決算書157ページ、158ページをお願いいたします。

成果に関する説明書につきましては95、96ページをお願いいたします。

林業の振興、林道の維持管理等を行っており、森林管理巡視業務、森林病害虫対策、民有林育成対策推進事業、森林経営管理制度意向調査業務、林道維持管理業務、県営林道七ツ森湖泉ヶ岳線の工事負担金等に要した費用でございます。

7節は、林道鍛冶屋敷線、一本杉線等の除草、支障木撤去、補修等に係るもの、また、森林環境譲与税の活用の基本方針を定めるための検討委員会の委員謝礼でございます。12節は森林管理巡視業務、森林病害虫防除業務、南川千本桜維持管理業務、蛇石せせらぎの森維持管理業務、林道大平桑沼線等の除草業務、森林クラウドシステム

運用業務に要した費用でございます。森林経営管理制度意向調査等業務につきましては、令和5年度から繰越明許を行い、落合、報恩寺、三ヶ内、松坂地区で実施したもので、測量設計施工監理委託につきましては林道施設長寿命化計画に基づく橋梁点検業務を実施したものでございます。14節は林道滝ノ原蘭山線の舗装新設工事、嘉太神線の面修繕工事、嘉太神1号橋の橋梁補修工事を実施したものでございます。18節負担金は、県林業振興協会、県緑化推進委員会、日本さくらの会、一般社団法人林業安全協会等への会費負担金、また県営事業として七ツ森湖泉ヶ岳線整備事業負担金でございます。補助金は、民有林育成対策推進事業、森林保全推進事業及び町林業地域振興協議会への補助でございます。24節は森林環境譲与税基金の利子分を積み立てたものでございます。

次に、3項1目水産業振興費でございます。

成果に関する説明書につきましては96ページになります。

大和町発祥の「伊達いわな」と町の新たな特産品の「七ツ森サーモン」の知名度向上及び町内での販売拡大のための支援及びPR事業を行ったものでございます。

10節は、大和町グルメおさかなスタンプラリーの当選賞品等及びスタンプラリー応募用紙印刷に要した費用でございます。12節は水槽清掃等の管理に要した費用でございます。17節機械器具費は、伊達いわなの水槽の水温等を管理するコントローラーを購入したものでございます。18節補助金は、生産者に対して事業参加店舗への出荷量に応じて支援を行った伊達いわな・七ツ森サーモン支援事業でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 (今野善行君)

商工観光課長星 正己君。

商工観光課長兼企業立地推進室長 (星 正己君)

決算書159、160ページをお開き願います。

6款1項2目商工振興費につきましては、商業及び工業の振興、企業誘致活動に要した経費でございます。

成果に関する説明書は97ページからとなります。

8節は、企業訪問及び宮城県企業立地セミナーに要した旅費でございます。10節はコピ一代、事務用品代等の消耗品、企業等連絡懇話会の際の食糧費及び工業団地内企業案内看板修繕費でございます。11節は企業立地セミナーの際に着用したはっぴのク

リーニング代、オープンファクトリー参加者の保険料でございます。12節は仙台北部中核工業団地内の面除草及び同工業団地内の中央公園の除草、同じく工業団地内の支障木の伐採業務、黒川地域産業説明会のブース設営費、それから前年度から繰り越しておりました半導体関連企業進出意向調査業務費でございます。13節はオープンファクトリー参加者送迎用バス借上代及び企業訪問の際のレンタカ一代でございます。18節の負担金は、町中小企業振興資金信用保証料補給金、仙台北部中核都市建設連絡協議会負担金、企業立地セミナー実行委員会、日本貿易振興機構への負担金でございます。補助金は、くろかわ商工会に対する事業費補助、割増商品券発行事業、大和まるごと市、空き店舗活用助成として地域でがんばる事業者応援補助金、中小企業振興資金等利子補給金、小規模事業者経営改善資金融資利子補給に要したものでございます。20節は中小企業振興資金の貸付預託金、21節は中小企業振興資金損失補償料でございますが、支出はございませんでした。

決算書161、162ページをお開き願います。

成果に関する説明書は99ページからとなります。

次に、3目観光費でございます。

船形山、七ツ森、南川ダム周辺等観光施設の維持管理、大和町物産協会への支援、まほろば夏まつり等イベントへの支援に要した経費でございます。

3節は、まほろば夏まつり並びにお立ち酒全国大会等に関わりました職員の時間外手当でございます。7節は、升沢及び七ツ森自然遊歩道の除草、倒木処理作業、升沢避難小屋等の管理費、10節の消耗品費は、コピ一代、事務及び施設管理用の備品、各種イベントノベルティ、イノシシ侵入防止柵等でございます。燃料費は公用車の燃料代、印刷製本費は観光ガイドブック、まち歩きガイドブック、七ツ森散策マップをそれぞれの増刷したものでございます。光熱水費は旗坂野営場のトイレ等の電気料金、修繕料は七ツ森ふれあいの里バンガロー階段塗装、七ツ森湖畔生産物直売所駐車場及び芝等の修繕に要したものでございます。11節の通信運搬費は、アサヒナサブローに届きました年賀状に対しての返信用はがき、広告料はキャラクターPRとして河北新報に掲載したもの、手数料は給水施設等の水質検査手数料、着ぐるみ等のクリーニング、火災及び自動車損害保険料は、当課所管の建物の共済分担金、自動車損害保険料、それからレンタサイクルの保険等でございます。12節の業務委託は観光案内業務、公園等の管理業務、指定管理業務、観光PRバスツアー等に要したものでございます。なお、シティプロモーション動画作成につきましては、翌年度に繰越しをしてございます。施設備品管理委託は旗坂野営場の維持管理に要したものでございます。13節の

会場借上料は吉岡本陣案内所の賃借料、船形山入山届けポスト設置場所の賃借料、機械借上料は吉岡本陣案内所、ダム資料館、花野果ひろばに設置したA E Dリース代、車借上料は尾花沢市の花笠まつりに参加した際のバス借上料、有料道路交通料は花巻市の石鳥谷まつりの際の高速料でございます。14節は四十八滝運動公園バックネット解体工事、四十八滝運動公園既存トイレ引き戸改修工事、四十八滝運動公園給水管更新工事、防犯カメラ設置工事のほか、前年度から繰り越しておりました、四十八滝運動公園のトイレ新設工事費でございます。15節は蛇石せせらぎ公園の碎石を投入したもの、17節は登山道の除草用の草刈り機を購入したものでございます。決算書163、164ページをお開き願います。18節の負担金は、宮城県観光連盟、宮城県物産振興協会、仙台・宮城観光キャンペーン、宮城黒川地域地場産業振興協議会、船形山御所山連絡協議会、EMPOWER MIYAGI等に支出したものでございます。補助金は、七ツ森湖畔公園花まつり、大和町観光物産協会、お立ち酒全国大会、島田飴まつり花嫁道中、まほろば夏まつり及びキャンプ場利用者の温泉利用への助成を行ったものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（今野善行君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

続きまして、7款土木費でございます。

決算書は引き続き163、164ページでございます。

主要な施策の成果に関する説明書は103ページから107ページまででございますので併せてご参照をお願いいたします。

土木費につきましては、道路、河川、橋梁、都市計画、住宅の維持管理及び建設に係る費用でございます。

1項1目土木総務費でございます。

8節につきましては、放置車両撤去手続により仙台簡易裁判所からの要請による実態調査のため、車検証記載の名義人住所への職員普通旅費でございます。10節はコピー料金、法令図書の追録及び参考図書の購入及び各種説明会等におけるお茶代に要しました費用でございます。決算書165、166ページをお願いをいたします。11節は道路パトロール及び災害時等の連絡に使用しました携帯電話3台分の通信料に要した費用、

繰越明許費は車両撤去土地明渡請求訴訟に係る強制執行官手数料に要します費用でございます。12節は町道8路線、3.87キロメートルの道路台帳整備、下草大橋開通式準備等業務、車両撤去土地明渡請求訴訟等に係る弁護士着手金、国土調査の訂正に伴う測量等に要した費用、繰越明許費は、車両撤去土地明渡請求訴訟等に要します費用でございます。13節は、大型図面機械の借上料、有料道路通行料及び駐車場利用料、建設物価調査会等への著作権使用料のほか土木工事積算システムの借上料でございます。15節につきましては、支出がなかったものでございます。16節は、町道下町裏通線用地買収に係るものでございます。18節は宮城県道路協会外9つの各種協会等への負担金でございます。21節繰越明許費は、町営住宅申請書類等紛失に伴いますほか、町道大沢田線倒木事故に係ります補償費用に要します費用でございます。

続きまして、2項1目道路維持費でございます。

7節につきましては、除雪補助作業等に要した費用でございます。10節はコピー料金等事務消耗品代、決算書167、168ページをお願いをいたします。燃料費は公用車等の燃料代、除融雪PR用チラシ印刷代、道路照明灯やバスターミナルに係る電気料等のほか、道路修繕に要した費用でございます。11節は公用車車検時の印紙代のほか、バスターミナルの火災保険料、公用車等の保険料等に要した費用でございます。12節は、除雪及び融雪等に係る業務、町道維持管理業務、除草及び街路樹の剪定、伐採、道路清掃、土砂撤去等に係る業務並びにバスターミナルの清掃及び警備に係る業務に要した費用でございます。13節は、町道裏街西道線外1路線の土地借上料のほか、大型除雪機械の借上料でございます。14節は、町道山下大沢線外5路線の舗装修繕、町道前小路線外3路線の側溝修繕、新最終処分場関係事業では、町道町頭2号線側溝修繕工事のほか、繰越事業によりまして、町道蒜袋相川線、吉岡吉田線の舗装修繕、町道滝ノ原線外1路線の道路修繕工事に要しました費用でございます。繰越明許費は、町道前小路線側溝修繕工事に要します費用でございます。15節は碎石アスファルト合材等道路維持補修用の資材、道路附属物の資材及び融雪剤の購入に要した費用でございます。26節につきましては、公用車3.5トンダンプ1台、軽トラック1台の重量税でございます。

続きまして、2項2目道路新設改良費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては、104、105ページをご参照をお願いいたします。

10節につきましては、事務用品、コピー料金等の消耗品費、下草大橋竣工式の次第印刷代でございます。決算書169、170ページをお願いをいたします。12節の現年の業

務委託は、新最終処分場関連事業の町道幕柳大平線詳細設計の前払金、前年度繰越明許費は同じく最終処分場関連事業の町道幕柳大平線予備設計を、測量設計施工監理委託の現年分は、国土交通省補助の魚板橋外橋梁補修工事積算施工監理等のほか、防衛省補助事業の町道雷神線工事施工監理に要した費用、前年度繰越明許費は、国土交通省補助事業の（仮称）下草橋上部工架設工事積算施工監理、魚板橋橋梁補修工事積算業務、新最終処分場関連事業の町道幕柳大平線測量及び道路予備設計業務に要した費用、令和7年度への繰越明許費は、国土交通省事業の魚板橋橋梁補修工事積算業務等のほか、新最終処分場関連事業の町道幕柳大平線測量及び道路詳細設計業務に要します費用でございます。14節は、現年は町道権現堂海老沢線道路改良工事等のほか、国土交通省事業は竪堀橋及び魚板橋外橋梁補修工事等、防衛相事業では町道雷神線道路改良工事、町道松坂平1号線舗装改良工事に要しました費用でございます。前年度の繰越明許費は、国土交通省事業の（仮称）下草橋上部工架設工事、町道舞野下草線道路改良工事、魚板橋橋梁補修工事に要した費用でございます。7年度への繰越明許費は、竪堀橋橋梁補修工事に要します費用でございます。18節は、吉岡西部土地区画整理事業区域に隣接する町道西原南金谷線整備に伴います負担金、繰越明許費は、魚板橋外橋梁補修工事に係ります既存塗膜含有の低濃度P C B処理に要します負担金でございます。

続きまして、2項3目橋梁維持費でございます。

14節は、町道馬場後石高線にかかります砂生田橋の補修費用でございます。

続きまして、2項4目交通安全施設整備事業費でございます。

14節は、町道長丁線外路線の区画線、グリーンベルト等の設置工事に要した費用でございます。15節はカーブミラー、注意喚起用看板等の資材購入費用でございます。

続きまして、3項1目河川費でございます。

10節は、土のう袋や油漏れ事故等の河川流入を防ぐ油吸着剤等管理用資材のほか、一級河川西川にあります左岸樵排水樋管及び右岸西川排水樋管に係る電気代、準用河川山田川及び湯名沢川の修繕代でございます。決算書171、172ページをお願いをいたします。11節は、河川維持管理用草刈り機2台の保険料でございます。12節は吉田川河川公園の除草業務、樵排水樋管及び西川排水樋管操作管理を鶴巣地区の大崎、鳥屋の地元2地区への操作管理委託のほか、準用河川湯名沢川支障木伐採業務、吉田川床上浸水対策事業関連による竹林川遊水地堤防除草業務、新最終処分場関係事業では準用河川窪川測量及び河川予備設計業務でございます。14節は準用河川湯名沢川の堆積土砂撤去工事のほか、吉田川床上浸水対策事業関連の舞野地区排水路整備工事に要し

ました費用でございます。18節は、大和町河川愛護会への補助に要しました費用で、実施状況につきましては、主要な施策の成果に関する説明資料105ページ下段の7河川18地区作業従事者延べ553人の方々に河川愛護活動に参加いただいております。繰越明許費は、新最終処分場関係事業により、宮城県が実施します一級河川西川、小西川整備事業に要します負担金でございます。

続きまして、4項1目都市計画総務費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては106ページをご参照をお願いいたします。

1節及び8節は、都市計画審議会の開催がなかったものでございます。10節は事務用品のほか、コピー代や参考図書等の購入費用でございます。12節は、都市計画情報更新及び統合型G I S移行業務のほか、市街化区域編入方策等業務の前払金、繰越明許費は市街化調整区域編入方策検討業務に要します費用でございます。決算書173、174ページをお願いをいたします。18節につきましては、全国街路事業促進協議会への負担金でございます。24節は、都市整備基金への積立てでございます。

続きまして、4項2目下水道費でございます。

23節及び27節は下水道事業会計の出資金及び繰出金でございます。

続きまして、4項3目公園費でございます。

都市公園等のほか、緑地及び緑道等の維持管理に要した費用でございます。

10節は公園、緑道等の街灯の電気代、上下水道料金のほか、公園内の遊具または施設の修繕に要した費用でございます。11節は、吉岡東公園外4公園の水道開栓手数料のほか、公園のトイレ、東屋等の火災保険、公園緑地等賠償保険料に要した費用でございます。12節は都市公園の指定管理委託料及び緑地緑道等の管理委託料、もみじヶ丘3号公園外3公園の地区委託料、公園緑地等の遊具点検料のほか、杜の丘1号緑地外の支障木伐採等に要した費用でございます。14節は、東下蔵公園外トイレ改修工事、杜の丘3号緑地外改修工事等に要した費用でございます。18節は吉岡西部土地区画整理事業の公園整備に係ります公共施設管理者負担金でございますが、事業区域内の工事内容の調整等により実施が見送られたため、支出がなかったものでございます。

続きまして、4項4目土地区画整理費でございます。

10節はコピー代及び説明会時のお茶代でございます。11節は郵便料金でございます。12節は支出がなかったものでございます。決算書175、176ページをお願いいたします。繰越明許費は、吉岡西部土地区画整理事業造成付帯工事に要します費用でございます。16節は吉岡西部土地区画整理事業に係ります町道等の付け替え工事に係ります土地取

得費でございます。27節は移転対象者との補償協議が年度末に契約に至ったことから予備費を充用させていただき、吉岡西部土地区画整理事業特別会計へ繰り出したものでございます。

続きまして、4項5目街路事業費でございます。

13節は、都市計画道路北四番丁大衡線整備に伴う附帯工事に係る借地料でございます。18節は、宮城県で実施しております都市計画街路整備事業に係ります負担金でございます。

続きまして、5項1目住宅管理費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては、107ページでございます。

町営住宅につきましては、中層住宅140戸、木造住宅は年度当初12戸から戸建て1棟を解体し11戸に、令和6年度末合計151戸及び子育て支援住宅44戸の維持管理に要した費用でございます。7節は子育て支援住宅敷地の除草作業等に要した費用でございます。10節のコピーライターや事務用品及び図書購入費用、印刷製本費は口座振替依頼書等印刷代、光熱水費は西原第一住宅2号棟給排水更新工事二期に伴う工事対象者に空き住戸を仮住まいとして利用いただいた電気・ガス・水道料、決算書177、178ページをお願いいたします。前年度の繰越明許費は、西原第一住宅2号棟給排水更新工事一期による仮住まい利用の光熱水費、修繕料は各住宅の排水管、電気設備、給排水設備等の修繕のほか、部屋明け渡しに伴います修繕料でございます。光熱水費の令和7年度への繰越明許費は、西原第一住宅2号棟給排水更新工事二期の繰越しに伴います仮住まいに要します費用でございます。11節通信運搬費は、入居者収入申告等返信用切手代、手数料は住宅排水管清掃、新規入居時のハウスクリーニング、受水槽水質検査、前年度繰越明許によります手数料は、仮住まい住戸のハウスクリーニング代、火災保険料は町営住宅及び子育て支援住宅に要した費用、手数料の令和7年度への繰越明許費は、西原第一住宅2号棟給排水更新工事二期に伴います仮住まい住戸に係るハウスクリーニング代等でございます。12節は、町営住宅及び子育て支援住宅除草業務、遊戯施設点検業務のほか、消防設備、給水施設保守点検、給水施設清掃業務に要しました費用でございます。13節は、現年及び繰越明許費とともに西原第一住宅2号棟給排水管等更新工事に伴います仮住まいのテレビ受信料でございます。14節は、西原第三住宅1棟の解体工事、西原第一住宅の遊具設置工事等のほか、西原第一住宅2号棟給排水管等更新工事二期の前払金に要しました費用、前年度繰越明許費は、西原第一住宅2号棟給排水管等更新工事一期に要した費用、令和7年度への繰越明許費は、西原第一住宅2号棟給排水管等更新工事二期に要します費用でございます。15節につきまし

ては、支出がなかったものでございます。

続きまして、2目子育て支援住宅建設事業費でございます。

宮床地区3棟、吉田地区2棟の建設に係ります費用でございます。10節は水道メーターカウンター代でございます。11節広告費は、子育て支援住宅入居者募集広告代、手数料は給水装置審査、完成検査手数料のほか、建築確認申請に係ります中間検査費用でございます。12節は子育て支援住宅建築工事施工監理業務に要した費用、14節は宮床地区3棟、吉田地区2棟の建築に要した費用でございます。16節は新築子育て支援住宅5棟分の水道加入金でございます。決算書179、180ページをお願いいたします。18節は支出がなかったものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長 (今野善行君)

総務課長兼危機対策室長児玉安弘君。

総務課長兼危機対策室長 (児玉安弘君)

続きまして、8款消防費でございます。

消防費は、常備・非常備消防に係る費用、消防施設及び災害対策に係る費用でございます。

決算書は引き続き179、180ページ、説明書は108ページをお願いいたします。

8款1項1目常備消防費の18節につきましては、黒川地域行政事務組合への消防経費に係る負担金でございます。

次に、2目非常備消防費は、消防団員の報酬と出動手当や団員の装備品の購入代等でございます。

1節は消防団員に対します年額報酬及び出動報酬、7節は団員表彰の際の記念バッジ代、8節は消防団夏季演習、各種訓練、消防学校研修及び女性消防団員活性化栄木大会参加に係る旅費、費用弁償等でございます。10節は新入団員への安全靴及びヘルメット、手袋、階級章、消防学校訓練に係る教材費、夏季演習時の飲料水、資機材等の購入、防火ミニポスター印刷に要した経費、13節は火災出動の際の車借上料、消防団員管理システム使用料及び女性消防活性化大会時の有料道路交通料、17節は女性消防隊用制服の購入費用、18節は県消防協会黒川支部負担金、県市町村非常勤消防団員補償報償組合等への負担金及び町女性防火クラブ連合会への補助金でございます。

次に、3目消防施設費は、防火水槽や消火栓など消防施設、小型動力ポンプ付軽積

載車の維持管理に要した経費でございます。

181、182ページをお願いいたします。

10節はポンプ自動車、軽積載車、小型動力ポンプ等の燃料代や消防ポンプ小屋の電気料のほか、小型動力ポンプ、軽積載車の車検や修繕等に要した経費でございます。

11節はポンプ自動車、軽積載車等の保険料、12節は防火水槽土砂撤去、もみじヶ丘防火水槽の管理委託料、13節は消防自動車車庫の土地借上料、14節は防火水槽の修繕工事、火の見やぐら撤去等に要した費用、18節は消火栓の維持管理費及び無線従事者講習会受講料です。26節は自動車ポンプ等の自動車重量税でございます。

次に、4目水防費は水防活動に要した経費でございます。

8節は水防箇所巡視等に係る費用弁償、10節は水防用の救命胴衣等の購入費用のほか、水防倉庫の電気料、11節は災害時優先電話の電話料、15節は水防倉庫に備蓄する土のう用砂購入に要した費用でございます。

決算書183、184ページをお願いいたします。

次に、5目災害対策費は、地域防災訓練に要した経費、自主防災組織連絡協議会の運営及び木造住宅耐震診断士派遣事業や木造住宅耐震改修工事等に要した経費でございます。

7節は自主防災組織に関する研修会の講師謝金、10節は備蓄用非常食の購入代、自主防災組織研修時の飲料代、地域防災訓練用資材等の購入及び旧紅葉館水道料金等でございます。11節は衛星携帯電話料、震度計情報等回線使用料、避難所用Wi-Fi利用料のほか住民向けメール配信サービス、IP無線回線使用料などでございます。

12節はわがまちマップ運用業務委託料や木造住宅耐震診断士派遣委託料でございます。13節は防災速報などを一元的に配信できますメールシステム利用料、17節はIP無線2台の購入費用のほか、自治総合センター地域防災組織育成助成金を活用しました自主防災組織備品購入費でございます。18節は県地域衛星通信ネットワーク市町村等無線局管理負担金、木造住宅耐震改修工事及び危険ブロック塀除去事業補助金でございます。

以上でございます。

議長 (今野善行君)

教育総務課長菊地康弘君。

教育総務課長 (菊地康弘君)

続きまして、教育費についてご説明申し上げます。

主要な施策の成果に関する説明書は110ページから114ページをご参照願います。

9款1項1目教育委員会費は、教育委員会の運営に要した費用で、教育委員会定例会12回と臨時会5回を開催したものです。

1節は教育委員4名の報酬、8節は教育委員4名の費用弁償及び県外の研修会旅費、185ページをお願いいたします。9節は教育長交際費、10節は参考図書購入費等、13節は研修会時の有料道路通行料、18節は仙台管内及び黒川郡教育委員会連絡協議会等の負担金です。

次に、2目事務局費は、事務局の運営、確かな学びプロジェクト事業、土曜学習「まほろば塾」事業、「志まなび塾」事業、こころのプロジェクト「ユメセン」事業、教育相談員配置事業、夢と希望と志を語る会、外国語指導助手配置事業、学校ICT環境整備事業、子どもの心のケアハウス運営事業、学校給食費補助金交付金事業及び各種団体に対しての負担金や補助金等に要した費用でございます。

1節は教育支援委員会、いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題対策調査委員会の委員報酬、会計年度任用職員は、教育委員2名と子どもの心のケアハウス職員6名の報酬です。3節及び4節は教育相談員、子どもの心のケアハウス職員の期末手当と社会保険料です。187ページをお願いいたします。7節の報償金は、夢と希望と志を語る会、志まなび塾、指導力向上研修会、陸上記録会、児童生徒スマホゲーム等の利用に関する講演会の講師謝金、賞賜金は教育論文応募者への図書カード代、8節費用弁償は、教育支援委員会委員、いじめ問題対策連絡協議会委員等へ、普通旅費は全国町村教育長会定期総会及び「志まなび塾」視察研修等、特別旅費は「志まなび塾」視察研修の際の生徒分、通勤手当は教育支援員及び子どもの心のケアハウス職員分です。

10節消耗品費は事務用品、コピーライセンス費用及び学校機密文書処理料など、自動車損害保険料は公用車に対するもの、保険料は学習用タブレット端末の保険などに要したものでございます。11節は通信運搬費として、電話料金、光回線通信料、郵便料金、手数料は教職員端末用サーバーライセンス費用及び学校機密文書処理料など、自動車損害保険料は公用車に対するもの、保険料は学習用タブレット端末の保険などに要したものでございます。12節は小中学校標準学力調査、ALT業務、土曜学習「まほろば塾」、心のプロジェクト「ユメセン」事業、施設図面デジタル化業務、教育用情報端末運用支援保守業務、教育用コンピューター等保守点検業務等に要したものでございます。13

節機械借上料は学校教職員用コンピューター、デジタル教科書、モバイルWi-Fi、ネットワークセキュリティ機器、オンラインドリル及び子どもの心のケアハウスに係るノートパソコン、プリンター等、車借上料は夢と希望と志を語る会の生徒輸送、「志まなび塾」視察研修時のバス借上げ、心のケアハウス公用車でございます。有料道路通行料、駐車場使用料、入場料は「志まなび塾」視察研修の際に要したもの、システム利用料は校務支援システム利用に係るもの、17節は小学校情報機器購入事業として、大型提示装置6台の購入に要した費用、189ページをお願いいたします。18節は、富谷・黒川地区中学校体育連盟外3団体に対する負担金と、学校給食費補助金及び黒川地区教育研修会活動補助金です。24節は学校校舎建設基金及び学校教育振興基金への積立てを行ったものです。

次に、2項小学校費1目学校管理費は、小学校6校の施設管理及び児童教職員の健康診断、小学校備品購入配置事業、林間教育事業に要した費用でございます。

1節は産業医、学校医、薬剤師への報酬、7節報償金は、事務補助員、体育館巡回員、林間教育サポートー及び樹木剪定作業等に係るもの、賞賜金は運動会及び卒業生の記念品、10節は小学校における事務用品、コピーペーパーなどの消耗品、ガス、灯油、草刈り機、混合ガソリンなどの燃料費、来客用のお茶代などの食糧費、卒業証書、封筒印刷代などの印刷製本費、光熱水費、施設備品等の修繕料です。11節運搬費は、電話料、郵便料及びインターネット回線使用料、手数料はピアノ調律、カーテンクリーニング等、火災保険料は各小学校施設、保険料は体育館巡回員に係る傷害保険及び施設賠償保険、12節は、児童、教職員の健康診断、学校用務員、公園等管理業務等、施設備品管理委託料は小学校機械警備業務です。13節土地借上料は鶴巣小学校進入路、機械借上料はプリンター及び印刷機、車借上料は陸上記録会、講演会等での児童輸送費等、テレビ聴取料及び清掃用具借上料、191ページをお願いいたします。17節は、机及び椅子等の学校管理用備品の購入、18節は学校管理下における児童の災害共済負担金及び富谷・黒川地区学校保健会等への負担金です。

次に、2目の教育振興費は、小学校の学習支援員配置事業、教材備品整備事業、学校・地域共学推進事業、児童就学援助費等補助事業、魅力ある学校図書館づくり事業、遠距離通学費交付金事業、スクールソーシャルワーカー配置事業、学校図書館支援員配置事業に要した費用でございます。

1節は学習支援員18名及び学校図書支援員6名の報酬、3節及び4節は学習支援員及び学校図書支援員の期末手当と社会保険料です。7節はスクールソーシャルワーカー2名及び国際理解教育講師派遣時の報償金、8節はスクールソーシャルワーカーの

費用弁償、学習支援員及び学校図書支援員の通勤手当、10節は学校行事及び教材等の消耗品費のほか、教科書改訂による教師用指導書の購入です。11節はスクールソーシャルワーカーの傷害保険料、13節はまほろばホールで開催されたたいわっ子芸術文化事業としてのバス借上料、17節は学校教材備品等の整備及び魅力ある図書館づくりとして学校図書の整備費、18節は学校・地域共学推進事業として各学校への交付金及び遠距離通学対策費として20名の対象児童保護者への通学費用の交付金です。193ページをお願いいたします。19節は、要保護1名、準要保護72名、特別支援教育就学児童55名に対する教材費や医療費等の援助及び令和6年4月に入学する児童5名に対し、入学前支給を年度内に行ったものでございます。

次に、3目施設整備費は、施設の整備や修繕等施設設備、保守点検等に要した費用でございます。

10節は校庭用の山砂等の消耗品費、修繕料は校舎等の小破修繕、11節は廃棄物収集運搬処理の手数料、12節業務委託料は難波校舎維持管理業務、貯水槽清掃業務、落合小と難波校舎の樹木剪定業務です。測量設計施工委託の繰越明許費は、令和5年度からの小学校空調設備実施設計業務です。施設品管理費は、小学校の空調機器保守点検、消防設備点検、小荷物専用昇降機保守点検、F F式暖房機保守点検、遊具点検等です。繰越明許費は、特別教室等空調設備工事の施工監理業務を令和7年度に繰り越ししております。13節はA E D借上料、14節は宮床小学校外3施設の内外壁修繕工事、吉岡小印刷室改修工事、吉田小昇降口柱修繕工事、鶴巣小屋内運動場入口修繕工事、鶴巣小屋内運動場・洗面所床修繕工事、小学校特別教室空調設備整備工事の前払金に要したものでございます。繰越明許費は、小学校特別教室空調設備整備工事を令和7年に繰り越したものでございます。

次に、4目小学校建設費です。こちらは吉岡小学校改築事業に要した費用でございます。

7節は吉岡小学校改築検討委員会委員5名の報償金、8節は鉄骨トラス等の材料検査での旅費、10節は駐車場反射盤等の消耗品費と落成式リーフレットの印刷代、11節は建築確認の中間検査及び完成検査申請手数料等、195ページをお願いいたします。12節業務委託は、備品等の引っ越し運搬業務、ネットワーク構築業務、設計意図伝達業務、落成式準備運営業務、警備設備移設業務等でございます。測量設計施工監理業務は、吉岡小学校改築工事施工監理業務、外構工事設計変更業務です。13節は材料検査時の有料道路通行料、仮設校舎の借上料、14節は改築工事及びテレビ共同受信施設移設工事に要したものでございます。

次に、3項中学校費1目学校管理費は、中学校2校の施設管理及び生徒、教職員の健康診断、学校管理用備品購入に要した費用でございます。

1節は学校医及び薬剤師及び大和中学校業務員1名の報酬、3節及び4節は会計年度任用職員の期末手当と社会保険料等です。7節の報償金は大和中の事務補助員1名、スクールバス転回場安全巡視員1名及び宮床中の体育館巡視員1名に係るもの、賞賜金は体育祭の賞品及び卒業生の記念品、10節は中学校における事務用品、コピーライタなどの消耗品費、ガス、灯油などの燃料費、来客用お茶代などの食糧費、卒業証書印刷などの印刷製本費です。197ページをお願いいたします。電気、水道の光熱水費、施設設備品等の修繕料です。11節は電話料、郵便料及びインターネット回線使用料等の通信運搬費、飲料水検査、ピアノ調律、カーテン等クリーニングの手数料、建物の火災保険料、体育館巡視員に係る傷害保険及び施設賠償の保険料、12節の業務委託は、生徒、教職員の健康診断、スクールバス運行、用務員業務等、施設設備品管理委託は学校機械警備に要したものです。13節は大和中スクールバス転回場の土地借上料、印刷機械等の借上料、中総体や駅伝大会、学校行事等における車借上料、テレビ聴取料、清掃用具借上料、17節は学校用備品として、机や椅子等を購入したものです。18節は学校管理下における生徒の災害共済保険金及び富谷・黒川地区学校保健会等への負担金、補助金は大和中学校及び宮床中学校の生徒が各種目で東北大会及び全国大会へ出場した際の参加補助金です。

次に、2目教育振興費は、中学校における教材備品の整備、学校・地域共学推進事業、就学援助費、魅力ある図書館づくりに要した費用でございます。

1節は学習支援員4名、学校図書支援員2名及び部活動指導員4名の報酬、3節及び4節は、学習支援員及び学校図書支援員の期末手当及び社会保険料等、8節は学習支援員、学校図書支援員、部活動指導員の通勤手当です。199ページをお願いいたします。10節は学校行事用品、教材等に要したもの、11節につきましては電話料金、13節はまほろばホールでのたいわっ子芸術鑑賞の際のバス輸送代、17節は学校教材備品の整備及び魅力ある図書館づくり整備事業として、学校図書の整備に要した費用です。18節は、英検、数検、漢検の検定で34人の保護者への補助金、交付金は学校・地域共学推進事業として中学校2校への交付金、19節は要保護2名、準要保護54名及び特別支援教育就学生徒19名に対する教材費や医療費等の援助及び令和6年4月に入学する生徒12名に対し、入学前支給を年度内に行ったものでございます。

次に、3目施設整備費は、施設の整備や修繕等、施設設備の保守点検等に要した費用でございます。10節は校庭用山砂等の消耗品費、修繕料は校舎等の小破修繕、11節

は廃棄物収集運搬処理の手数料、12節の業務委託は空調設備工事実施設計業務、施設備品管理委託は、小荷物昇降機や電気工作物、保安点検等の業務に要したもの、繰越明許費は、空調設備工事施工監理業務を令和7年度に繰り越ししたものです。13節はAED借上料、14節は宮床中保健室空調機交換工事、大和中体育館鉄扉修繕、玄関電気施錠工事、大和中出入口排水修繕工事等に要したものでございます。明許繰越しは、空調設備工事を令和7年度に繰り越ししております。

以上でございます。

議長（今野善行君）

ここで暫時休憩します。

再開は3時20分からといたします。

午後3時10分 休憩

午後3時19分 再開

議長（今野善行君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

生涯学習課長浪岡宜隆君。

生涯学習課長（浪岡宜隆君）

続きまして、9款4項1目社会教育総務費でございます。

決算書201ページをお願いいたします。

成果に関する説明書につきましては114ページ下段から119ページまでとなりますので、ご参照願います。

社会教育総務費は、社会教育委員会議の開催、そして生涯学習推進事業としてのまほろば大学講座のほか、家庭教育、青少年教育、成人教育事業として子育て講座、ジュニアリーダーの育成、共同教育の推進、原阿佐緒賞の開催、また小中学生の放課後自習教室などを行った経費でございます。

1節は、社会教育委員13名及びパートタイム会計年度任用職員の報酬でございます。

3節、4節はパートタイム会計年度任用職員に係ります各種費用、7節は文化講演会外各種事業等に係ります講師謝金等に要しました報償費及び第25回を迎えた原阿

佐緒賞での受賞者への記念品等に要しました賞賜金でございます。8節は社会教育委員等の費用弁償、各種事業の講師に要しました旅費、パートタイム会計年度任用職員の通勤手当に要しました費用でございます。10節は各種事業に伴います事務用品のほか、公用車2台分の燃料代、203ページをお願いいたします。会議等でのお茶代、各種事業の募集案内のチラシ、原阿佐緒賞作品集の印刷代、民族談話室の電気水道代、公用車の車検整備等の修繕に要しました費用でございます。11節は、各種事業の連絡用郵送料のほか、原阿佐緒賞の作品募集を掲載した広告料、式典用テーブルクロスのクリーニング手数料、施設等の火災保険料、公用車2台分の自動車損害保険料、各種事業実施に伴います傷害保険料に要しました費用でございます。12節は文化講演会の講師派遣業務のほか、宮床歴史の村指定管理料、社会教育施設の管理業務に要しました費用でございます。13節は民族談話室敷地借上げに要しました土地借上料、共同教育に係る農機具借上料、原阿佐緒賞選考委員の送迎に係る車借上料、小学5・6年生を対象とした大和っ子未来塾の宿泊学習に伴います有料道路通行料と施設使用料、社会教育委員の視察研修に伴います入場料に要しました費用でございます。14節は原阿佐緒記念館庭ベンチ更新工事に要しました費用でございます。18節は、黒川郡社会教育委員連絡協議会、青少年のための宮城県民会議への負担金のほか、補助金は健やかな子どもをはぐくむ大和町民会議、ジュニアリーダー連絡協議会等への交付に要しました費用でございます。26節は公用車の車検に伴います自動車重量税に要しました費用でございます。

よろしくお願ひいたします。

議長 (今野善行君)

公民館長村田晶子さん。

公民館長 (村田晶子君)

続きまして、2目公民館費でございます。

成果に関する説明書につきましては、119ページから124ページをご参照願います。

公民館事業につきましては、公民館分館長会議や青少年、成人、高齢者教育事業、芸術文化事業、図書室の運営を実施したところでございます。

引き続き、203ページ、204ページをお願いいたします。

1節から4節までは、図書業務のパートタイム会計年度任用職員4名分の報酬、期末、勤勉手当、社会保険料であります。205ページ、206ページをお願いいたします。

7節は、分館長報償及び成人式における手話通訳、まほろば大学等の各種教室、講座や資料作成に伴う講師謝礼、おはなし会協力謝礼等、賞賜金は、成人式の記念品と記念写真代等であります。8節は、分館長の費用弁償と図書業務職員の通勤手当であります。10節は、図書購入費や各種公民館事業での消耗品や公用車のガソリン、成人式協力者の昼食や成人式冊子の印刷代、公用車の整備代であります。11節は、各種教室や講座の案内、会議開催通知、成人式の通知や記念品の郵送料、電話料金、公用車の損害保険料等であります。13節は、移動研修に伴うバス借上げ、有料道路通行料、図書システム機器等の賃借料と図書管理システムソフト使用料であります。17節は、図書室用スチールブックトラックと傾斜型書架の購入費用であります。18節は、県公民館連絡協議会、第27回宮城県民文化祭、黒川地域公民館等連合会への負担金、そして町連合青年団、町婦人会連絡協議会、町文化協会、第72回全国青年大会参加への補助金であります。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 (今野善行君)

生涯学習課長浪岡宜隆君。

生涯学習課長 (浪岡宜隆君)

続きまして、3目文化財保護費でございます。

説明書につきましては、引き続き124ページから125ページを参照願います。

文化財保護費は、文化財愛護の普及活動、開発に伴います発掘調査、文化財めぐり、郷土史講座の開催などを行った経費でございます。

207ページをお願いいたします。

1節は文化財保護委員5名、発掘調査に伴います作業員等のパートタイム会計年度任用職員の報酬に要しました経費でございます。4節はパートタイム会計年度任用職員の社会保険料でございます。7節は、郷土史講座の講師、信楽寺跡地などの草刈りの謝金に要しました費用でございます。8節は文化財保護委員に係る費用弁償、郷土史講座の講師に係ります旅費、パートタイム会計年度任用職員の通勤手当に要しました費用でございます。10節は、事務費や調査用品等をはじめ、文化財めぐりでの参加者昼食代等、印刷製本費は保存資料の写真プリント代、信楽寺跡地の電気、水道代に要しました費用でございます。11節は、連絡用郵送料と携帯電話の使用料、水道開栓手数料、文化財めぐりの参加者傷害保険料に要しました費用でございます。13節は、

発掘調査に係ります重機借上料、車借上料、有料道路通行料につきましては、文化財めぐりに要しました費用でございます。14節は報恩寺等への文化財説明板の修繕設置工事に要しました費用、18節は全国民族芸能振興市町村連盟への負担金、補助金は町内文化財保護団体7団体への交付に要した費用でございます。22節は宮城県教育委員会より文化財保護に係る経由処理交付金の返納金に要しました費用でございます。

よろしくお願ひいたします。

議 長 (今野善行君)

公民館長兼ふれあい文化創造センター館長村田晶子さん。

公民館長兼ふれあい文化創造センター館長 (村田晶子君)

次に、4目まほろばホールの管理費でございます。

成果に関する説明書は125ページから129ページをご参照願います。

主にまほろばホールの施設設備と施設利用の運用管理、まほろばホール運営委員会の開催や文化振興協会への助成をいたしました。

1節につきましては、まほろばホール運営委員会委員10名分の報酬と、まほろばホール窓口業務のパートタイム会計年度任用職員2名の報酬であります。3節と4節につきましては、同じく窓口業務職員2名分の期末勤勉手当と社会保険料であります。次に、209ページ、210ページをお願いいたします。8節は、まほろばホール運営委員の費用弁償と窓口業務職員2名分の通勤手当であります。10節は、各種消耗品、電気、水道、ガス、公用車のガソリン、冷暖房用灯油の光熱水費や施設小破修繕等の費用であります。11節は、電話料金、郵便料金、火災保険料、公用車の損害保険料等であります。12節は、総合管理としまして施設設備管理、保守清掃、そして舞台設備操作、休日窓口業務等に係る委託料であります。設計監理業務委託は、建築基準法3年定期点検業務、空調機更新調査設計業務になります。なお、大ホール特定天井改修工事施工監理業務は、令和5年度から明許繰り越ししたものでございます。次に、211、212ページをお願いいたします。13節はAED借上料、施設予約システム賃貸借料であります。14節は、ホール棟調光盤及び照明改修工事その3、鉄板屋根改修工事、非常用発電装置更新、学習棟内壁改修等の費用でございます。なお、大ホール特定天井改修工事と調光盤及び照明改修工事その2、舞台機構吊物装置更新工事は令和5年度から明許繰り越ししたものでございます。17節につきましては、庁用器具費としまして、事務室内耐火金庫、和室用カーテン、県産材使用の授乳室を購入したものでございま

す。18節は、全国公立文化施設協会等の負担金と町文化振興協会運営事業の補助金、交付額が1,300万円、返還額が331万7,380円となりまして精算額としております。記載のとおりとなります。26節は公用車の車検重量税となります。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（今野善行君）

生涯学習課長浪岡宜隆君。

生涯学習課長（浪岡宜隆君）

続きまして、5目教育ふれあいセンター管理費でございます。

成果に関する説明書につきましては、130ページをご参照願います。

教育ふれあいセンター管理費は、吉田、鶴巣、落合の教育ふれあいセンター管理運営の経費に要したものでございます。

7節は、各教育ふれあいセンタ一体育館の巡視員に要しました費用、10節は、各施設の維持管理用品、草刈り機の燃料代、各施設の電気水道代、同じく各施設の小破修繕に要しました費用でございます。11節は、各施設の水質検査、施設の火災保険料、施設賠償保険料に要しました費用でございます。12節は用務員の配置や敷地除草業務、除雪業務に係る業務委託、施設警備、設備等の保守点検に係る施設設備管理に要しました費用でございます。13節はA E Dの賃借料、テレビ聴取料、清掃用具借上料に要しました費用、14節は落合教育ふれあいセンターの遊具修繕工事に要しました費用のほか、下段の前年度繰越明許費は、吉田教育ふれあいセンターの雨水排水工事その2に要しました費用でございます。17節は施設の各体育館で使用いたしますバドミントン等の支柱外スポーツ器具、備品の購入に要しました費用でございます。18節は黒川地区防火管理協議会への負担金でございます。

よろしくお願ひいたします。

議長（今野善行君）

教育総務課長菊地康弘君。

教育総務課長（菊地康弘君）

次に、6目森の学び舎活動費は、森の学び舎の管理運営に要したものでございます。

主要な施策の成果に関する説明書は130ページをご参照願います。

10節は電気及び水道料金の光熱水費、11節は水道の開栓手数料及び火災保険料、12節は施設の清掃等の管理委託に要したものでございます。

以上でございます。

議長 (今野善行君)

生涯学習課長浪岡宜隆君。

生涯学習課長 (浪岡宜隆君)

続きまして、5項1目保健体育総務費でございます。

成果に関する説明書につきましては、130ページ中段から133ページをご参照願います。

保健体育総務費は、スポーツ推進のためのスポーツ審議会、スポーツ推進委員、スポーツ賞顕彰、支援奨励金、スポーツ施設の維持管理、大会・教室開催等の経費に要したものでございます。

1節はスポーツ推進審議会委員5名とスポーツ推進委員15名の報酬に要しました費用でございます。7節の報償金は、スポーツ賞選考委員の謝金、賞賜金はスポーツ賞表彰者個人8名への記念品代、スポーツ支援奨励金個人延べ58名、団体1団体への交付に要しました費用でございます。8節は、スポーツ審議会委員、スポーツ推進委員の費用弁償に要しました費用でございます。10節は、事務用品のほか、公用車燃料代、車検整備代に要しました費用、215ページをお願いいたします。11節は、各種郵送料、公用車の車検印紙代、体育施設の火災保険料、公用車の自動車損害保険料、スポーツ推進委員の傷害保険料に要しました費用でございます。12節は、体育施設の指定管理料、大和町スポーツフェア業務に要しました費用のほか、下段の前年度繰越明許費は、大和町総合体育館外壁改修基本設計業務に要しました費用でございます。また、大和町総合体育館外壁改修実施設計業務に要した費用が現年分となってございます。13節は、スポーツ推進委員等の各種研修会への参加のために要しました有料道路通行料、14節は総合体育館サブアリーナ研磨工事のほか2件に要しました費用、17節は、テント6張りほか総合運動公園備品購入に要しました費用でございます。18節は、国、県、仙台管内のスポーツ推進委員協議会への負担金、補助金は町スポーツ協会と町スポーツ少年団への交付に要しました費用でございます。

続きまして、2目広場管理費でございます。

説明書につきましては、引き続き133ページをご参照願います。

広場管理費につきましては、宮床、玉ヶ池、鶴巣山田、北目、三ヶ内の5か所のレクリエーション広場の管理の経費に要したものでございます。

10節はグラウンド用の砂代、各広場の電気水道代、宮床レクリエーション広場のトイレ周辺の修繕に要しました費用でございます。11節は各広場の水道開栓手数料、12節は広場の維持管理を各地区に業務を委託している費用に要しました費用でございます。

次に、3目自転車競技場管理費でございます。

説明書につきましては、引き続き133ページをご参照願います。

自転車競技場は、宮城県スポーツ協会より管理運営の委託を受けまして、施設の管理を行っているものでございます。

12節は、管理運営業務を体育施設指定管理者へ業務を委託しているものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長 (今野善行君)

教育総務課長菊地康弘君。

教育総務課長 (菊地康弘君)

続きまして、217ページをお願いいたします。

4目学校給食センター費は、学校給食センターの管理運営及び学校給食の提供に要した費用でございます。

主要な施策の成果に関する説明書は133ページから134ページをご参照願います。

1節は学校給食運営審議会委員6名の報酬、パートタイム会計年度任用職員は業務員1名の報酬です。3節、4節は業務員の期末手当及び社会保険料等です。8節は、学校給食運営審議委員の費用弁償及び業務員の通勤手当、10節は、給食センター施設の運営に要した消耗品費、燃料費、食糧費、光熱水費、施設設備等の修繕料及び給食の貰い材料購入費です。11節は通信運搬費として電話料、手数料として給食センター職員の検便検査手数料、厨房機器保守点検手数料のほか、建物の火災保険料です。219ページをお願いいたします。自動車損害保険料は公用車に係るもので、12節業務委託は、学校給食調理業務、可燃物処理業務など、施設設備品管理委託は自家用電気工作物等の保守点検及び警備業務等です。13節は高圧食缶洗浄機等の機械借上料、テレビ聴取料、清掃用具借上料、システム借上料は栄養価計算システムの賃貸借、14節

は除害施設調整槽点検蓋及び放流ポンプ交換工事に要したもの、17節の庁用器具費は洗濯機購入、機械器具費は食缶等の購入に要したもの、18節は、学校給食栄養士協議会及び黒川地区危険物安全協会等への負担金、26節は公用車車検の自動車重量税です。

以上でございます。

議長 (今野善行君)

財政課長佐々木克敏君。

財政課長 (佐々木克敏君)

続きまして、10款災害復旧費でございますが、こちらは1項の農林水産施設及び2項の公共土木施設並びに3項の文教施設において、災害復旧費の該当事業が発生しませんでしたので、支出はございませんでした。

続きまして、11款公債費でございます。

説明書は135ページをご参照願います。

1項1目元金につきましては、借入先10機関への償還金でございます。

同じく2目利子につきましては、借入先9機関への利子支払に要した経費であります。

12款予備費につきましては、223ページをお願いいたします。

1項1目予備費につきましては、備考欄に記載しております3件の科目に対しまして、合計1,176万3,818円を充用し対応いたしましたのでございます。

以上、歳出合計予算現額177億7,369万円、支出済額166億9,310万2,557円であります。

225ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

1歳入総額173億6,511万3,000円、2支出総額166億9,310万3,000円、3歳入歳出差引額6億7,201万円であります。4の翌年度へ繰り越すべき財源は（2）繰越明許費繰越額が3億3,110万2,000円となりまして、5の実質収支額は3億4,090万8,000円でございます。このうち6の地方自治法の規定に基づきまして、2分の1以上の額となる1億8,000万円を財政調整基金へ繰り入れるものでございます。5の実質収支額から6の基金繰入額を差し引きました1億6,090万8,000円が純繰越額となるものでございます。

一般会計につきましては以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 (今野善行君)

お諮りします。本日はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は明日の午前10時です。

大変お疲れさまでした。

午後3時44分 延 会